別 紙

傷病名マスターの補足説明

1 異字体等の傷病名表記の取扱い

傷病名マスターの傷病名称に使用する文字は、下表のとおり、「異字体」の文字を原則「統一語」で表記している。

異字体	統一語	異字体	統一語	異字体	統一語	異字体	統一語
齲蝕	う蝕	拇	母	頸	頚	歇	欠
髮	髪	癆	ろう	膣	腟	條	条
彎	弯	窿	隆	鈎	鉤	疝	仙
臀	殿	穹窿	穹隆	靭	靱	臟	臓
弓隆	穹隆	え死	壊死	鼠	鼡	糜	び
殼	殻						

2 傷病名の表記等

(1) 傷病名の「症」の有無

傷病名表記に用いる「症」の取扱いは、次のとおりである。

ア 症なし:「結核」、「~パチー」、「~トロフィー」、「梗塞」、「うっ血」

イ 症あり:「狭窄」、「閉塞」、「血栓」、「塞栓」、「閉鎖不全」、「硬化」

ウ 例 外:「骨形成不全症」、「視野狭窄」、「気道閉塞」など

※ 傷病名の表記は、個々の病態等によって、若干、相違する場合がある。

(2) 足指及び手指に関連する傷病名の表記

ア 足の指は、「趾」に統一し、読みを「シ」としている。

イ 手の指は、原則、「手指」に統一し、読みを「シュシ」としている。

3 傷病名変更及びコード設定のルール

傷病名表記の統一の推進を図るため、傷病名の表記を変更する場合は、原則、新たな傷病名として 取り扱い、現在使用していない新規の傷病名コード (7桁) を追加 (特に意味を持たない重複しない コードを設定) する。

なお、「カナ表記」を「漢字表記」に変更する場合など、比較的軽微な表記の変更は、新規に傷病 名コードを設定しない場合がある。

4 単独で使用を禁止する傷病名等の識別区分

部位等の記録を要する包括的な表記の傷病名やレセプト表示等に使用することが望ましくないと判断される傷病名等には、識別情報を設定する。

【傷病名コードの単独による使用を禁止している傷病名の事例】

- ① 「骨折」、「腫瘍」、「打撲傷」など (単独使用禁止区分) 傷病名コードと併せて、修飾語コードによる部位等の記録を要する。
- ② 「健康診断」、「正常妊娠」、「予防接種」など (保険請求外区分) 傷病名コードと併せて、別の傷病名コードの記録を要する。

別紙1-2

傷病名マスターの収載内容の変更等に関する取扱い

傷病名マスターの改定において、傷病名コードの新設等を行う場合、次のとおり、各項目に関連付け情報を設定している。

1 新規に傷病名を追加する場合

【新設】

変見区分		傷病名コード	移行先コード	傷病名 基本名称	病名管理 番号	病名交換 用コード	廃止 年月日	傷病名 カナ名称 (変更情報)	移行先 病名管 理番号
3	В	3333333	Nu11	(追加病名)	12345678	XXX9	99999999	0	Nu11

- 注1 新規に追加する傷病名には、特に意味を持たない7桁の重複しないコードを設定する。
- 注2 「病名管理番号」及び「病名交換用コード」は、「ICD10対応標準病名マスター」と同一のコードを設定する。
- 2 廃止傷病名に対応する新規傷病名がある場合

【廃止】

変更区分	マスター種別	傷病名コード	移行先コード	傷病名 基本名称	病名管理 番号	病名交換 用コード	廃止 年月日	傷病名 カナ名称 (変更情報)	移行先 病名管 理番号
9	В	7338012	8844645	尺骨骨折偽 関節	20063563	G3FM	20090228	0	20091969



【新設】

変更区分		傷病名コード	移行先コード	傷病名 基本名称	病名管理 番号	病名交換 用コード	廃止 年月日	傷病名 カナ名称 (変更情報)	移行先 病名管 理番号
3	В	8844645	Nu11	尺骨偽関節	20091969	G3FM	99999999	0	Null

注1 廃止傷病名(廃止コード)は、「傷病名コード」に従前のコードを、「移行先コード」に移行 先となる傷病名の新規コードを、「廃止年月日」には当該傷病名の使用期限となる年月日を西暦 でそれぞれ設定する。

なお、廃止傷病名(廃止コード)の「移行先病名管理番号」は、移行先の傷病名(新規コード)がある場合、新規コードの「病名管理番号」を設定し、対応する傷病名がない場合には、Nulleを設定する。

注2 新規に追加する傷病名は、特に意味を持たない7桁の重複しないコードを設定する。

3 傷病名コードの収載内容に変更が生じない場合

【前回改定時(新設)】

変更区分	マスター種別	傷病名コード	移行先コード	傷病名 基本名称	病名管理 番号	病名交換 用コード	廃止 年月日	傷病名 カナ名称 (変更情報)	移行先 病名管 理番号
\Im	В	8844626	Nu11	1型糖尿病性水疱	20091936	V74D	99999999	0	Nu11



【今回改定時(変更なし)】

変更区分	マスター 種別	傷病名コード	移行先コード	傷病名 基本名称	病名管理 番号	病名交換 用コード	廃止 年月日	傷病名 カナ名称 (変更情報)	移行先 病名管 理番号
0	В	8844626	8844626	1 型糖尿病 性水疱	20091936	V74D	99999999	0	Nu11

注 前回改定で新規に追加した傷病名で、今回改定において収載内容に変更が生じない場合は、前回 改定でNulleしていた「移行先コード」に、傷病名コードと同一コードを設定する。

4 傷病名コードの収載内容に変更が生じた場合(例:「ICD-10-1」を変更した場合)

【変更前】

変更区分	マスター種別	傷病名コード	移行先コード	傷病名 基本名称	病名管理 番号	I C D - 1 0 - 1	変更 年月日	I C D - 1 0 - 1 (変更情報)	移行先 病名管 理番号
О	В	8834763	8834763	小腸上皮内癌	20064559	D017	Nul1	0	Nu11



【変更後】

変更区分	マスター 種別	傷病名コード	移行先コード	傷病名 基本名称	病名管理 番号	I C D - 1 0 - 1	変更年月日	ICD- 10-1 (変更情報)	移行先 病名管 理番号
5	В	8834763	8834763	小腸上皮内癌	20064559	D014	20080301	1	Nu11

注 表1のいずれかの項目に内容の変更が生じた場合、それぞれの項目に対応した「変更情報」項目 (表2)に「1」を設定し、「変更年月日」に適用となる年月日を西暦で設定する。

表 1

X 1	
項番	項目名
6	傷病名基本名称
8	傷病名省略名称
1 0	傷病名カナ名称
1 2	採択区分
1 3	病名交換用コード
1 4	I C D - 1 0 - 1
1 5	I C D - 1 0 - 2
3 9	歯科傷病名省略名称
4 3	難病外来対象区分
4 4	歯科特定疾患対象区分
1 9	単独使用禁止区分
2 0	保険請求外区分
2 1	特定疾患等対象区分

表 2

項番	項目	名
2 5	傷病名基本名称	(変更情報)
2 6	傷病名省略名称	(変更情報)
2 7	傷病名カナ名称	(変更情報)
28	採択区分	(変更情報)
2 9	病名交換用コード	(変更情報)
3 0	I C D - 1 0 - 1	(変更情報)
3 1	I C D - 1 0 - 2	(変更情報)
3 2	歯科傷病名省略名称	(変更情報)
3 3	難病外来対象区分	(変更情報)
3 4	歯科特定疾患対象区分	(変更情報)
3 5	単独使用禁止区分	(変更情報)
3 6	保険請求外区分	(変更情報)
3 7	特定疾患等対象区分	(変更情報)

5 廃止傷病名を復活する場合

【廃止】

変更区分	マスター種別	傷病名コード	移行先コード	傷病名 基本名称	病名管理 番号	I C D - 1 0 - 1	廃止 年月日	ICD- 10-1 (変更情報)	移行先 病名管 理番号
9	В	0170015	8841387	皮膚疣状結核	Nu11	Nu11	20030531	0	20084288



【復活】

変更 区分	マスター種別	傷病名コード	移行先コード	傷病名 基本名称	病名管理 番号	I C D - 1 0 - 1	廃止 年月日	ICD- 10-1 (変更情報)	移行先 病名管 理番号
2	В	0170015	Nu11	皮膚疣状結核	20074311	A184	99999999	0	Nu11

注 廃止した傷病名を復活(傷病名基本名称の表記を変えずに復活)する場合は、従前の傷病名コードを設定し、廃止傷病名ファイルに収載する当該傷病名コードを削除する。

修飾語マスターの収載内容の変更等に関する取扱い

修飾語マスターの改定において、修飾語コードの新設等を行う場合、次のとおり、各項目に関連付け情報を設定している。

1 新規に修飾語を追加する場合

【新設】

変更 区分	マスター 種別	修飾語コード	修飾語名称	収載 年月日	廃止 年月日	修飾語 管理番号	修飾語交換用 コード	修飾語 区分
3	Z	3333	(新規修飾語)	20030401	99999999	12345678	9X9X	A7000000

- 注1 修飾語コードは、現在使用していないコードを用い、特に意味を持たない4桁の重複しないコードを設定する。
- 注 2 接頭語である修飾語は「1000」から「7000」番台、接尾語である修飾語は「8000」番台、歯科部位(現在なし)は、「9000」番台を使用する。

2 修飾語の表記変更 (廃止及び新規)

【廃止】

変更区分	マスター 種別	修飾語コード	修飾語名称	廃止 年月日	修飾語 管理番号	修飾語交換用コード	修飾語 区分
9	Z	4444	(廃止修飾語)	20040331	12345678	9X9X	A4000000



【新設】

変更区分	マスター 種別	修飾語コード	修飾語名称	廃止 年月日	修飾語 管理番号	修飾語交換用 コード	修飾語 区分
3	Z	7777	(新規修飾語)	99999999	11112222	X8X8	A7000000

- 注1 修飾語名称に表記の変更が生じた場合は、原則、変更前の修飾語コードを廃止して、変更後の 修飾語コードを新規に追加する。
- 注2 廃止修飾語(廃止コード)は、「廃止年月日」に当該修飾語の使用期限となる年月日を西暦で 設定する。(現在、廃止修飾語はない。)
- 注3 廃止修飾語に対応する新規修飾語がある場合は、別に移行対応テーブルを提供する。 (現在、 移行対応テーブルはない。)

3 修飾語コードの収載内容に変更が生じた場合

(例:「修飾語カナ名称」を変更した場合)

【変更前】

変更区分	マスター 種別	修飾語コード	修飾語カナ 名称	修飾語カナ名称 (変更情報)	変更 年月日	修飾語 管理番号	修飾語交換 用コード	修飾語 区分
0	Z	6666	アアアアアア	0	Nu11	12345678	9X9X	A6000000



【変更後】

変更 区分	マスター	修飾語	修飾語カナ	修飾語カナ名称	変更	修飾語	修飾語交換	修飾語
	種別	コード	名称	(変更情報)	年月日	管理番号	用コード	区分
5	Z	6666	イイイイイイイ	1	20040401	12345678	9X9X	A6000000

注 表 1 のいずれかの項目に内容の変更が生じた場合、それぞれの項目に対応した「変更情報」項目 (表 2) に「1」を設定し、「変更年月日」に適用となる年月日を西暦で設定する。

表 1

項番	項目名
7	修飾語名称
1 0	修飾語カナ名称



表 2

項番	項	目 名
1 2	修飾語名称	(変更情報)
1 3	修飾語カナ名称	(変更情報)

4 廃止修飾語を復活する場合

【廃止】

変更 区分	マスター 種別	修飾語コード	修飾語名称	廃止 年月日	修飾語 管理番号	修飾語交換 用コード	修飾語 区分
9	Z	5555	ウウウウウウウ	20040331	12345678	9X9X	A5000000



【復活】

変更区分	マスター 種別	修飾語コード	修飾語名称	廃止 年月日	修飾語 管理番号	修飾語交換 用コード	修飾語 区分
2	Z	5555	ウウウウウウウ	9999999	12345678	9X9X	A5000000

注 廃止した修飾語を復活(修飾語名称の表記を変えずに復活)する場合は、従前の修飾語コードを 設定する。(現在、対象事例はない。)

歯種コード一覧

NO	歯種 コード	歯種
1	1000	口腔全体
2	1001	上顎歯列
3	1002	下顎歯列
4	1003	右側上顎臼歯
5	1004	上顎前歯
6	1005	左側上顎臼歯
7	1006	左側下顎臼歯
8	1007	下顎前歯
9	1008	右側下顎臼歯
10	1010	右上顎歯列
11	1020	左上顎歯列
12	1030	左下顎歯列
13	1040	右下顎歯列
14	1011	右側上顎中切歯
15	1012	右側上顎側切歯
16	1013	右側上顎犬歯
17	1014	右側上顎第1小臼歯
18	1015	右側上顎第2小臼歯
19	1016	右側上顎第1大臼歯
20	1017	右側上顎第2大臼歯
21	1018	右側上顎第3大臼歯
22	1021	左側上顎中切歯
23	1022	左側上顎側切歯
24	1023	左側上顎犬歯
25	1024	左側上顎第1小臼歯
26	1025	左側上顎第2小臼歯
27	1026	左側上顎第1大臼歯
28	1027	左側上顎第2大臼歯
29	1028	左側上顎第3大臼歯
30	1031	左側下顎中切歯
31	1032	左側下顎側切歯
32	1033	左側下顎犬歯
33	1034	左側下顎第1小臼歯
34	1035	左側下顎第2小臼歯
35	1036	左側下顎第1大臼歯
36	1037	左側下顎第2大臼歯
37	1038	左側下顎第3大臼歯
38	1041	右側下顎中切歯
39	1042	右側下顎側切歯
40	1043	右側下顎犬歯
41	1044	右側下顎第1小臼歯
42	1045	右側下顎第2小臼歯

見		
NO	歯種コード	歯種
43	1046	右側下顎第1大臼歯
44	1047	右側下顎第2大臼歯
45	1048	右側下顎第3大臼歯
46	1051	右側上顎乳中切歯
47	1052	右側上顎乳側切歯
48	1053	右側上顎乳犬歯
49	1054	右側上顎第1乳臼歯
50	1055	右側上顎第2乳臼歯
51	1061	左側上顎乳中切歯
52	1062	左側上顎乳側切歯
53	1063	左側上顎乳犬歯
54	1064	左側上顎第1乳臼歯
55	1065	左側上顎第2乳臼歯
56	1071	左側下顎乳中切歯
57	1072	左側下顎乳側切歯
58	1073	左側下顎乳犬歯
59	1074	左側下顎第1乳臼歯
60	1075	左側下顎第2乳臼歯
61	1081	右側下顎乳中切歯
62	1082	右側下顎乳側切歯
63	1083	右側下顎乳犬歯
64	1084	右側下顎第1乳臼歯
65	1085	右側下顎第2乳臼歯
66	101A	右側上顎中切歯近傍過剰歯
67	101B	右側上顎側切歯近傍過剰歯
68	101C	右側上顎犬歯近傍過剰歯
69	101D	右側上顎第1小臼歯近傍過剰歯
70	101E	右側上顎第2小臼歯近傍過剰歯
71	101F	右側上顎第1大臼歯近傍過剰歯
72	101G	右側上顎第2大臼歯近傍過剰歯
73	101H	右側上顎第3大臼歯近傍過剰歯
74	102A	左側上顎中切歯近傍過剰歯
75	102B	左側上顎側切歯近傍過剰歯
76	102C	左側上顎犬歯近傍過剰歯
77	102D	左側上顎第1小臼歯近傍過剰歯
78	102E	左側上顎第2小臼歯近傍過剰歯
79	102F	左側上顎第1大臼歯近傍過剰歯
80	102G	左側上顎第2大臼歯近傍過剰歯
81	102H	左側上顎第3大臼歯近傍過剰歯
82	103A	左側下顎中切歯近傍過剰歯
83	103B	左側下顎側切歯近傍過剰歯
84	103C	左側下顎犬歯近傍過剰歯

NO	歯種 コード	歯種
85	103D	左側下顎第1小臼歯近傍過剰歯
86	103E	左側下顎第2小臼歯近傍過剰歯
87	103F	左側下顎第1大臼歯近傍過剰歯
88	103G	左側下顎第2大臼歯近傍過剰歯
89	103H	左側下顎第3大臼歯近傍過剰歯
90	104A	右側下顎中切歯近傍過剰歯
91	104B	右側下顎側切歯近傍過剰歯
92	104C	右側下顎犬歯近傍過剰歯
93	104D	右側下顎第1小臼歯近傍過剰歯
94	104E	右側下顎第2小臼歯近傍過剰歯
95	104F	右側下顎第1大臼歯近傍過剰歯
96	104G	右側下顎第2大臼歯近傍過剰歯
97	104H	右側下顎第3大臼歯近傍過剰歯
98	105A	右側上顎乳中切歯近傍過剰歯
99	105B	右側上顎乳側切歯近傍過剰歯
100	105C	右側上顎乳犬歯近傍過剰歯
101	105D	右側上顎第1乳臼歯近傍過剰歯
102	105E	右側上顎第2乳臼歯近傍過剰歯
103	106A	左側上顎乳中切歯近傍過剰歯
104	106B	左側上顎乳側切歯近傍過剰歯
105	106C	左側上顎乳犬歯近傍過剰歯
106	106D	左側上顎第1乳臼歯近傍過剰歯
107	106E	左側上顎第2乳臼歯近傍過剰歯
108	107A	左側下顎乳中切歯近傍過剰歯
109	107B	左側下顎乳側切歯近傍過剰歯
110	107C	左側下顎乳犬歯近傍過剰歯
111	107D	左側下顎第1乳臼歯近傍過剰歯
112	107E	左側下顎第2乳臼歯近傍過剰歯
113	108A	右側下顎乳中切歯近傍過剰歯
114	108B	右側下顎乳側切歯近傍過剰歯
115	108C	右側下顎乳犬歯近傍過剰歯
116	108D	右側下顎第1乳臼歯近傍過剰歯
117	108E	右側下顎第2乳臼歯近傍過剰歯

状態コード一覧

状態 コード	状 態 (意味)
0	現存歯
1	対象のみを表示 (部位のみを示す場合に使用)
2	欠損歯
3	支台歯
4	分割抜歯支台(根)
5	便宜抜髄支台歯
6	残根
7	部インプラント
8	部近心隙
9	近心位に存在

- 注1 歯の治療状態などを、1桁の状態コードで表す。
- 注2 状態コードの「0」は「現存歯」を示し、加療していない歯は「0」で示す。
- 注3 状態コードの「8」の「部近心隙」は、「隙」を示すときに用いるが、「支台歯」の位置にかかわらず、『「歯」を含まない単独の「隙」が、何処の歯の近心に存在するか』で示す。 なお、正中の場合は、右側の中切歯を用いる。

部分コード一覧

状 態 コード	状 態 (意味)
0	部分指定なし
1	遠心頬側根
2	近心頬側根
3	近心頬側根および遠心頬側根
4	舌側(口蓋)根
5	舌側(口蓋)根および遠心頬側根
6	舌側(口蓋)根および近心頬側根
7	遠心根
8	近心根

注 歯の部分を、1桁の部分コードで表す。部分コードの「1」に「遠心頬側根」を、「2」に「近 心頬側根」を、「4」に「舌側(口蓋)根」を割り当て、該当する根の部分コードを歯式コードに 加えて歯式を表現する。

コード	内	容
1		Н
2	回	
3	種	
4	箱	
5	巻	
6	枚	
7	本	
8	組	
9	セット	
1 0	個	
1 1	裂	
1 2	方向	
1 3	トローチ	
1 4	アンプル	
1 5	カプセル	
1 6	錠	
1 7	丸	
1 8	包	
1 9	瓶	
2 0	袋	
2 1	瓶(袋)	
2 2	管	
2 3	シリンジ	
2 4	回分	
2 5	テスト分	
2 6	ガラス筒	
2 7	桿錠	
2 8	単位	
2 9	万単位	
3 0	フィート	
3 1	滴	
3 2	m g	
3 3	g	
3 4	Κg	
3 5	СС	
3 6	m L	
3 7	L	
3 8	m L V	
3 9	バイアル	
4 0	c m	
4 1	c m 2	

単位コード一覧			
コード	内	容	
4 2	m		
4 3	μСі		
4 4	mС і		
4 5	μg		
4 6	管 (瓶)		
4 7	筒		
4 8	GBq		
4 9	MB q		
5 0	КВq		
5 1	キット		
5 2	国際単位		
5 3	患者当り		
5 4	気圧		
5 5	缶		
5 6	手術当り		
5 7 5 8	容器	١	
5 9	m L (g) ブリスタ [、]		
6 0	シート		
6 1	シート カセット		
$ \begin{array}{c cccc} 1 & 0 & 1 \\ 1 & 0 & 2 \end{array} $	分画 染色		
102	乗巴 種類		
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	株		
1 0 4	菌株		
106	照射		
100	臓器		
108	件		
1 0 9	部位		
1 1 0	肢		
1 1 1	局所		
1 1 2	種目		
1 1 3	スキャン		
1 1 4	コマ		
1 1 5	処理		
1 1 6	指		
1 1 7	歯		
1 1 8	面		
1 1 9	側		
1 2 0	個所		
1 2 1	日		

10	
コード	内 容
1 2 2	椎間
$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	筋 菌種
1 2 4	」 項目
1 2 6	箇所
1 2 7	椎弓
1 2 8	食
1 2 9	根管
1 3 0	3分の1顎
1 3 1	月
1 3 2	入院初日
1 3 3	入院中
1 3 4	退院時
1 3 5	初回
1 3 6	口腔
1 3 7	顎
1 3 8	週
1 3 9	窩洞
1 4 0	神経
1 4 1	一連
1 4 2	2週
$\begin{array}{c c} 1 & 4 & 3 \\ 1 & 4 & 4 \end{array}$	2月 3月
1 4 5	4月
1 4 6	6月
1 4 7	12月
1 4 8	5年
1 4 9	妊娠中
1 5 0	検査当り
1 5 1	1疾患当り
153	装置
1 5 4	1 歯 1 回
1 5 5	1口腔1回
1 5 6	床
157	1顎1回
1 5 8	椎体

医薬品マスターの「金額種別」

金額種別は項番12「新又は現金額」又は項番25「旧金額」に設定した医薬品の価格等から、請求 点数を計算するための情報である。

- 1 「新又は現金額」の「金額種別」
 - (1) 「1:金額」

項番12「新又は現金額」に、薬価基準に規定する医薬品の価格を設定していることを表す。

(2) 「3:薬剤使用量省略(歯科に限る。)」

項番12「新又は現金額」に、平均的な使用量から金額を算出して、医薬品の価格(表面麻酔薬 及び歯又は顎を単位に使用する特定薬剤)を設定していることを表す。

当該医薬品コードは、レセプト電算処理歯科システムに限り使用可能なコードであり、電子レセプトへの薬剤使用量の記録を省略する。

(3) 「4:除算金額(金額を10で除す。)」

項番12「新又は現金額」は、薬価基準に規定する医薬品の価格を除算する前の価格で設定していることを表す。

(4) 「7:減点」

「薬剤料減点(合算薬剤料上限超)」及び「薬剤料逓減(90/100)(内服薬)」並びに「包括点数の治験減点分」等、医薬品の点数を減点するための医薬品コードに設定する。

なお、項番12「新又は現金額」には、「0.00」を設定し、電子レセプトに当該医薬品コードと併せて減点する点数を記録する。

- 2 「旧金額」の「金額種別」
 - (1) 「0:薬価基準改定又はそれ以降に新設された医薬品」

新規に設定した医薬品であることを表す。

項番25「旧金額」には、「0.00」を設定する。

(2) 「1:金額」

項番25「旧金額」に、薬価基準改定前の医薬品の価格を設定していることを表す。

(3) 「3:薬剤使用量省略(歯科に限る。)」

項番25「旧金額」に、平均的な使用量から金額を算出して、薬価基準改定前の医薬品の価格 (表面麻酔薬及び歯又は顎を単位に使用する特定薬剤)を設定していることを表す。

当該医薬品コードは、レセプト電算処理歯科システムに限り使用可能なコードであり、電子レセプトへの薬剤使用量の記録を省略する。

(4) 「7:減点」

「薬剤料減点(合算薬剤料上限超)」及び「薬剤料逓減(90/100)(内服薬)」並びに「包括点数の治験減点分」等、医薬品の点数を減点するための医薬品コードに設定する。

項番25「旧金額」には、「0.00」を設定する。

特定器材マスターの「金額種別」

金額種別は項番12「新又は現金額」又は項番18「旧金額」に設定した特定器材の価格等から請求 点数を計算するための情報である。

- 1 「新又は現金額」の「金額種別」
 - (1) 「1:金額(整数部7桁、小数部2桁)」及び「4:金額(整数部のみ)」 項番12「新又は現金額」に、材料価格基準に規定する特定器材の価格等を設定していることを 表す。
 - (2) 「2:購入価格」

当該特定器材の材料価格は、保険医療機関又は保険薬局の購入価格であることを表す。

項番12「新又は現金額」には、「0.00」を設定し、電子レセプトに当該特定器材コードと 併せて保険医療機関又は保険薬局の購入価格を記録する。

(3) 「5:%加算」

「6歳未満の乳幼児に対する胸部又は腹部単純撮影時のフィルム料(1.1倍)」及び「酸素補正率(1.3倍)」の材料価格に加算する割合を表す。

項番12「新又は現金額」には、加算割合(百分率(○○/100))の分子を設定する。

(参考) 項番12「新又は現金額」の記録例

- ・ フィルム料 (乳幼児) 加算………「10.00」 (10%加算)
- · 酸素補正率1.3 (1気圧) · · · · · 「30.00」 (30%加算)
- (4) 「9:乗算割合」

高気圧酸素治療を行った場合に、気圧数を記録するための特定器材コードであることを表す。 項番12「新又は現金額」には、「0.00」を設定し、電子レセプトに当該特定器材コードと併せて気圧数を記録する。

- 2 「旧金額」の「金額種別」
 - (1) 「0:材料価格基準改定又はそれ以降に新設された特定器材」 新規に設定した特定器材であることを表す。
 - (2) 「1:金額(整数部7桁、小数部2桁)」及び「4:金額(整数部のみ)」 項番18「旧金額」に、材料価格基準改定前の特定器材の材料価格を設定していることを表す。
 - (3) 「2:購入価格」

当該特定器材の材料価格は、保険医療機関又は保険薬局の購入価格であることを表す。

項番18「旧金額」には、「0.00」を設定する。

(4) 「5:%加算」

「6歳未満の乳幼児に対する胸部又は腹部単純撮影時のフィルム料(1.1倍)」及び「酸素補正率(1.3倍)」の材料価格に加算する割合を表す。

項番18「旧金額」には、加算割合(百分率(○○/100))の分子を設定する。

(5) 「9:乗算割合」

高気圧酸素治療を行った場合に、気圧数を記録するための特定器材コードである。 項番18「旧金額」には、「0.00」を設定する。

特定保険医療材料の別表番号一覧

特定器材マスターは、原則、材料価格基準の別表に規定する特定器材に特定器材コードを設定していることから、同一の特定器材名及び材料価格でありながら、複数の特定器材コードを設定した特定器材がある。

これらの特定器材は、項番31「別表番号」に設定した値で識別し、設定値は下表のとおりである。

пи + :	一	
別表 番号	定義	点数表区分
I	医科点数表の第2章第2部に規定する特定保険医療材料	第2章 特揭診療料 第2部 在宅医療
П	医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)	第2章 特揭診療料 第3部 検査 第4部 画像診断 第5部 投薬 第6部 注射 第9部 処置 第10部 手術 第11部 麻酔 第12部 放射線治療
Ш	医科点数表の第2章第4部及び歯科点数表の第2章第 4部に規定するフィルム	第2章 特揭診療料 第4部 画像診断
IV	歯科点数表の第2章第6部に規定する特定保険医療材料	第2章 特掲診療料 第6部 注射
V	歯科点数表の第2章第5部、第8部、第9部、第10 部及び第11部に規定する特定保険医療材料	第 2 章 特掲診療料 第 5 部 投薬 第 8 部 処置 第 9 部 手術 第 1 0 部 麻酔 第 1 1 部 放射線治療
VI	歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療 材料	第2章 特掲診療料 第12部 歯冠修復及び欠損補綴
VII	歯科点数表の第2章第13部に規定する特定保険医療 材料	第2章 特揭診療料 第13部 歯科矯正
VIII	調剤点数表に規定する特定保険医療材料	
IX	経過措置	

[※] 材料価格基準の別表番号は、ローマ数字で告示されるが、特定器材マスターは、記録条件仕様の情報表記仕様に基づき、算用数字で設定している。

特定器材マスターの基本漢字名称

項番37「基本漢字名称」は、原則、材料価格基準で告示された特定器材の名称を設定する。

なお、材料価格基準に、機能区分ごとに細分類した項番が付された特定器材の名称は、区分番号及び 項番の名称を中点 (・)で区切った名称を設定する。

例) 別表Ⅱ

医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12 部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)

010	血管造影用マイクロカテーテル
	(1) オーバーザワイヤー
	① 選択的アプローチ型
	ア ブレードあり
	イ ブレードなし
	② 造影能強化型
	③ デタッチャブルコイル用
	(2) フローダイレクト
	(3) 遠位端可動型治療用



機能区分番号 - 枝番	基本漢字名称
010-(1)-①-ア	血管造影用マイクロカテーテル・オーバーザワイヤー・選択的アプローチ型・ブレードあり
010-(1)-①-イ	血管造影用マイクロカテーテル・オーバーザワイヤー・選択的アプローチ型・ブレードなし
010-(1)-2	血管造影用マイクロカテーテル・オーバーザワイヤー・造影能強化型
010-(1)-3	血管造影用マイクロカテーテル・オーバーザワイヤー・デタッチャブ ルコイル用
010-(2)	血管造影用マイクロカテーテル・フローダイレクト
010-(3)	血管造影用マイクロカテーテル・遠位端可動型治療用

コメントパターンの種類と記録方法

1 コメントパターン「10」

保険医療機関等が電子レセプトに記録したコメント文の文字列を、そのまま出力紙レセプト等に出力する。

例)

コメントコード		コメント文	(保険医療機関等の記録)
810000001	4月7日	患者の容態が急変し、	緊急処置が必要と判断したため。

2 コメントパターン「20」

コメントコードに設定しているコメント文を、出力紙レセプト等に出力する。

例)

コメントコード	コメントマスターの 定型のコメント文	コメント文 (保険医療機関等の記録)
820000002	自費から	※ 記録の必要なし

3 コメントパターン「30」

コメントコードに設定しているコメント文の後に、保険医療機関等が記録したコメント文を付加して出力紙レセプト等に出力する。

例)

コメントコード	コメントマスターの 定型のコメント文	コメント文 (保険医療機関等の記録)
830000005	腎提供者名:	田中 太郎

[※] 下線部に挿入する文字列を記録する。

4 コメントパターン「40」

コメントコードに設定しているコメント文と、保険医療機関等が記録した数字のコメント文を組み合せて出力紙レセプト等に出力する。

例)

コメントコード	コメントマスターの 定型のコメント文	コメント文 (保険医療機関等の記録)
840000003	月日まで乳幼児	0 4 1 0

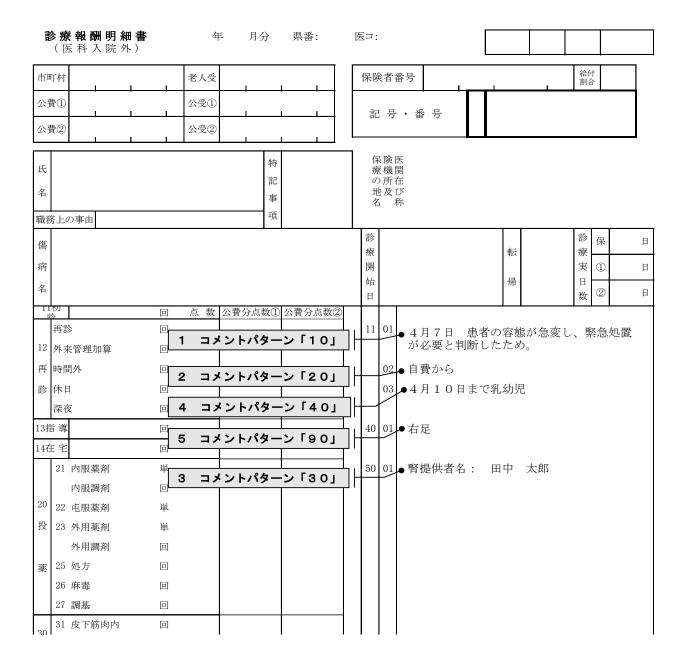
[※] 下線部に挿入する数字の文字列を記録する。

5 コメントパターン「90」

保険医療機関等が記録した修飾語マスターに収載する修飾語コード(複数記録可)を、翻訳して出力紙レセプト等に出力する。

例) 「右足」を出力する場合、修飾語コードの「2056:右」と「1066:足」を記録する。

コメントコード	コメント文 (保険医療機関等の記録)
890000001	20561066



レセプト編集情報の設定事例

電子レセプトにコメントコードを使用して退院年月日(18年4月12日)を記録した場合、出力紙 レセプトの摘要欄への出力は、次の例による。

1 電子レセプトデータの記録

(1) コメントレコードの記録条件仕様

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
項目	レコード識別情報	診療識別	負担区分	コメントコード	文字データ
モード	英数	数字	英数	数字	漢字
最 大 バイト数	2	2	1	9	7 6
項目形式	固定	可変	固定	固定	可変

(2) 記録例

レコード 識別情報	診療 識別	負担 区分	コメントコード				7	文字	デー	-タ
CO	13	1	840000013	1	8	0	4	1	2	

2

; =	ュメン	ノトマ	マスタ											_			-	,	\neg	,	,	,		
コ	メン	トコ	ード						コメ	マン	ト文						レセプト編集情報①~④							
区	<u> </u>	パターン	一連番号	1	2	3	4	⑤	6	7	8	9	10	11)	12	13	カラム位置	桁数	カラム位置	桁数	カラム位置	桁数	カラム位置	桁数
8		40 0000	13 13	退		院				年			月			日	05	02	08	02	11	02	00	00
			•					1			£			1						•		•		

3 出力紙レセプトへの編集

					コノ	メント	文					
退		院		1	8	年		4	月	1	2	日
1	2	3	4	⑤	6	7	8	9	10	(1)	12	13

診療行為マスターの「点数識別」

1 点数識別

項番12「新又は現点数」(歯科診療行為マスターは、基本テーブルの項番12「点数等」及びき ざみテーブルの項番11「点数」。以下同じ)又は項番58「旧点数」(歯科診療行為マスターは、 基本テーブルの項番14「点数等」。以下同じ)に設定した診療行為の点数等から医科点数表又は歯 科点数表等に規定する請求点数を計算するために使用する情報である。

- 2 項番12「新又は現点数」の「点数識別」
 - (1) 「1:金額」

項番12「新又は現点数」に、食事療養費及び生活療養費並びに標準負担額等の単位を「金額」 で設定していることを表す。

(2) 「3:点数(プラス)」

項番12「新又は現点数」に、医科点数表又は歯科点数表等に規定する診療行為の単位を「点数」で設定していることを表す。

(3) 「4:購入価格(点数)」

生体移植における臓器等提供者の療養上の費用等、所定点数が確定していない診療行為であることを表す。

項番12「新又は現点数」には、「0.00」を設定する。

(参 考)

「点数識別」に「4:購入価格(点数)」を設定している診療行為の例

- ・ 生体皮膚移植(提供者の療養上の費用)加算
- ・生体部分肝移植術(提供者の療養上の費用)加算
- ・生体部分肺移植術(提供者の療養上の費用)加算
- ・生体腎移植術(提供者の療養上の費用)加算
- ・造血幹細胞移植(提供者の療養上の費用)加算
- · 治験分控除後包括点数
- ·公害補償法控除後包括点数
- 他医療機関診療費
- 歯科診療費

(4) 「5:%加算」

医科点数表又は歯科点数表等に「所定点数の100分の○○に相当する点数を加算する。」と規定する診療行為(注加算及び通則加算)の加算割合を表す。

項番12「新又は現点数」には、加算割合を百分率(○○/100)で設定する。

(5) 「6:%減算」

医科点数表又は歯科点数表等に「所定点数の100分の○○に相当する点数により算定する」と 規定する診療行為の逓減割合を表す。

項番12「新又は現点数」には、減算割合を百分率(○○/100)で設定する。

(参考1)

「点数識別」に「6:%減算」を設定している診療行為の例

- ・検査逓減等、所定点数を逓減して算定する診療行為
- ・2以上の手術の50%併施加算
- 外泊
- · 定数超過入院基本料減額
- 標欠

(参考2)

「%減算」の点数計算の例

「超音波検査 Aモード法(150点)」を、同一患者へ同一月に3回実施した場合の請求点数の計算方法(2回目以降の検査は、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。)

① 診療行為マスターの設定内容

診療行為 コード	省略漢字名称	点数識別	新又は 現点数
160072110	超音波 (Aモード法)	3:点数(プラス)	150.00
160000190	検査逓減	6:%減算	10.00

② 電子レセプトの記録内容

レコード 識別情報	診療 識別	診療行為コード	(省略漢字名称)	点数	回数
SI	60	160072110	超音波(Aモード法)	150	1
SI	60	160072110	超音波(Aモード法)		
SI		160000190	検査逓減	135	2

③ 点数算出式

1回目	150点
2、3回目	150 点 — $(150$ 点 × $\frac{10}{100}$) = 135 点

(6) 「7:減点診療行為」

特定入院料等に包括される診療行為のうち、治験及び公害補償法の対象となる診療行為の点数を 合算して減点するためのコードを表す。

項番12「新又は現点数」には、「0.00」を設定する。

(参 考)

「点数識別」に「7:減点診療行為」を設定している診療行為の例

- 包括点数の治験減点分
- 包括点数の公害補償法減点分

(7) 「8:点数(マイナス)」

厚生労働大臣が定める基準を満たしていない場合等に、所定点数を減点する診療行為であることを表す。

項番12「新又は現点数」には、減算する「点数」を設定する。

- 3 項番58「旧点数」の「点数識別」
 - (1) 「0:診療報酬改定又はそれ以降に新設された診療行為」 診療報酬改定及び厚生労働省通知により、新設された診療行為であることを表す。 項番58「旧点数」には、「0.00」を設定する。
 - (2) 「1:金額」

項番58「旧点数」に、食事療養費及び生活療養費並びに標準負担額等の単位を「金額」で設定 していることを表す。

(3) 「3:点数(プラス)」

項番58「旧点数」に、医科点数表又は歯科点数表等に規定する診療行為等の単位を「点数」で 設定していることを表す。

(4) 「4:購入価格(点数)」

生体移植における臓器等提供者の療養上の費用等、所定点数が確定していない診療行為であることを表す。

項番58「旧点数」には、「0.00」を設定する。

(5) 「5:%加算」

医科点数表又は歯科点数表等に「所定点数の100分の○○に相当する点数を加算する。」と規定する診療行為(注加算及び通則加算)の加算割合を表す。

項番58「旧点数」には、加算割合を百分率(○○/100)で設定する。

(6) 「6:%減算」

医科点数表又は歯科点数表等に「所定点数の100分の〇〇に相当する点数により算定する。」 と規定する診療行為の逓減割合を表す。

項番58「旧点数」には、減算割合を百分率(○○/100)で設定する。

(7) 「7:減点診療行為」

特定入院料等に包括される診療行為のうち、治験及び公害補償法の対象となる診療行為の点数を 合算して減点するためのコードを表す。

項番58「旧点数」には、「0.00」を設定する。

(8) 「8:点数(マイナス)」

厚生労働大臣が定める基準を満たしていない場合等に、所定点数を減点する診療行為であることを表す。

項番58「旧点数」には、減算する「点数」を設定する。

点数欄集計先コード一覧

区分		科
コード		点数集計先識別(入院外)
0	未使用	711/2/CET 2 BE2024 (2 4) B 2 1 7
1 1 0	初診	
1 2 0		再診(再診・外来診療料)
1 2 2		再診 (外来管理加算)
1 2 3		再診 (時間外)
1 2 4		再診(休日)
1 2 5		再診(深夜)
1 3 0	医学管理	
1 4 0	在宅	
2 1 0		投薬(内服・頓服調剤)(入院外)
2 3 0		投薬(外用調剤) (入院外)
2 4 0	投薬(調剤) (入院)	
2 5 0		投薬 (処方)
260	投薬 (麻毒)	
270	投薬 (調基)	
3 0 0	注射(生物学的製剤・精密持続点滴・麻	薬)
3 1 1		注射 (皮下筋肉内)
3 2 1		注射 (静脈内)
3 3 1	注射(その他)	
4 0 0	処置	
5 0 0	手術 (手術)	
5 0 2	手術(輸血)	
5 4 0	麻酔	
6 0 0	検査・病理診断	
7 0 0	画像診断	
8 0 0	その他	
9 0 3	入院基本料	
9 2 0	特定入院料・その他	
970	入院時食事療養	
9 7 1	入院時食事療養 (標準負担額)	
972	生活療養食事療養	
9 7 3	生活療養食事療養(標準負担額)	
9 7 4	生活療養環境療養	
9 7 5	生活療養環境療養(標準負担額)	

別紙7-3

看護加算コード一覧

コード	内 容
0	看護加算に関係しないもの
5 3	看護補助加算 1
5 5	看護補助加算 2
5 7	看護補助加算 3
5 8	看護配置加算
6 8	夜間75対1看護補助加算
6 9	夜間看護体制加算

入院基本料加算区分コード一覧

下表に掲げる診療行為には、項番24「入院基本料加算区分」に、該当する入院基本料加算区分コードを設定する。

当該コードを用いて、「入院基本料」、「特定入院料」及び「短期滞在手術等基本料」と「入院基本料等加算」の算定適否を条件設定することにより、入院基本料加算の算定可否を確認することができる。

	基本項目		加算項目
コード	内 容	コード	内 容
1 3 5	一般病棟7対1入院基本料	5 1 4	総合入院体制加算1
1	一般病棟10対1入院基本料	3 0 1	総合入院体制加算2
2	一般病棟13対1入院基本料	5 4 6	総合入院体制加算3
3	一般病棟15対1入院基本料	3 1 1	地域医療支援病院入院診療加算
9	一般病棟特別入院基本料	4 0 1	基幹型臨床研修病院入院診療加算
1 6 6	一般病棟7対1入院基本料(夜勤時間超過 減算)	403	協力型臨床研修病院入院診療加算
1 6 7	一般病棟10対1入院基本料(夜勤時間超過減算)	5 1 5	救急医療管理加算 1
1 9 7	一般病棟13対1入院基本料(夜勤時間超過減算)	5 1 6	救急医療管理加算 2
1 9 8	一般病棟15対1入院基本料(夜勤時間超 過減算)	4 1 3	超急性期脳卒中加算
1 9 6	(一般病棟及び特定一般病棟入院患者)療 養病棟入院基本料 1	4 1 4	妊産婦緊急搬送入院加算
4 2	一般病棟7対1入院基本料(夜勤時間特別 入院基本料)	4 5 3	在宅患者緊急入院診療加算(在支 診、在支病、在宅療養後方支援病 院)
4 3	一般病棟10対1入院基本料(夜勤時間特別入院基本料)	4 1 5	在宅患者緊急入院診療加算(連携 医療機関(1以外))
4 4	一般病棟13対1入院基本料(夜勤時間特別入院基本料)	3 1 5	在宅患者緊急入院診療加算(1、 2以外)
4 7	一般病棟15対1入院基本料(夜勤時間特別入院基本料)	5 1 7	診療録管理体制加算1
173	療養病棟入院基本料1 (入院基本料A)	3 1 6	診療録管理体制加算 2
174	療養病棟入院基本料1 (入院基本料B)	5 0 0	医師事務作業補助体制加算1 (1 5対1)
1 7 5	療養病棟入院基本料1 (入院基本料C)	5 0 1	医師事務作業補助体制加算1 (2 0対1)
1 7 6	療養病棟入院基本料1 (入院基本料D)	5 0 2	医師事務作業補助体制加算1 (2 5対1)
1 7 7	療養病棟入院基本料1 (入院基本料E)	5 0 3	医師事務作業補助体制加算1 (3 0対1)
1 7 8	療養病棟入院基本料1 (入院基本料F)	5 0 4	医師事務作業補助体制加算1 (4 0対1)
1 7 9	療養病棟入院基本料 1 (入院基本料 G)	5 0 5	医師事務作業補助体制加算1 (5 0対1)
180	療養病棟入院基本料1 (入院基本料H)	5 0 6	医師事務作業補助体制加算1 (7 5対1)

	基本項目		加算項目
コード	内 容	コード	内 容
181	療養病棟入院基本料 1 (入院基本料 I)	5 0 7	医師事務作業補助体制加算1 (1 00対1)
182	療養病棟入院基本料2 (入院基本料A)	4 3 3	医師事務作業補助体制加算2 (1 5対1)
183	療養病棟入院基本料2(入院基本料B)	4 3 4	医師事務作業補助体制加算2(2 0対1)
184	療養病棟入院基本料 2 (入院基本料 C)	4 1 6	医師事務作業補助体制加算2 (2 5対1)
185	療養病棟入院基本料 2 (入院基本料 D)	4 5 4	医師事務作業補助体制加算2(3 0対1)
186	療養病棟入院基本料 2 (入院基本料 E)	4 5 5	医師事務作業補助体制加算2(4 0対1)
187	療養病棟入院基本料2 (入院基本料F)	4 1 7	医師事務作業補助体制加算2(5 0対1)
188	療養病棟入院基本料2 (入院基本料G)	4 1 8	医師事務作業補助体制加算2 (7 5対1)
189	療養病棟入院基本料2 (入院基本料H)	4 1 9	医師事務作業補助体制加算2(1 00対1)
190	療養病棟入院基本料 2 (入院基本料 I)	4 5 6	25対1急性期看護補助体制加算(看護補助者5割以上)
1 5 2	療養病棟入院基本料(特別入院基本料)	4 5 7	25対1急性期看護補助体制加算(看護補助者5割未満)
199	療養病棟入院基本料2(A)(夜勤時間超過減算)	4 3 5	50対1急性期看護補助体制加算
4	療養病棟入院基本料2(B)(夜勤時間超過減算)	4 3 6	75対1急性期看護補助体制加算
5	療養病棟入院基本料2(C)(夜勤時間超過減算)	5 0 8	夜間30対1急性期看護補助体制加算
6	療養病棟入院基本料2(D)(夜勤時間超過減算)	5 1 2	夜間50対1急性期看護補助体制加算
7	療養病棟入院基本料2(E)(夜勤時間超過減算)	5 1 3	夜間100対1急性期看護補助体制加算
8	療養病棟入院基本料2(F)(夜勤時間超過減算)	5 0 9	看護職員夜間12対1配置加算1
1 0	療養病棟入院基本料2(G)(夜勤時間超過減算)	5 4 7	看護職員夜間12対1配置加算2
1 1	療養病棟入院基本料 2 (H) (夜勤時間超過減算)	5 4 8	看護職員夜間16対1配置加算
1 2	療養病棟入院基本料2(I)(夜勤時間超過減算)	3 1 7	乳幼児加算(病院)
8 5	療養病棟・一般病棟7対1入院基本料	3 1 8	乳幼児加算(病院)(特別入院基本料等)
8 6	療養病棟・一般病棟10対1入院基本料	3 1 9	乳幼児加算(診療所)
8 7	療養病棟・一般病棟13対1入院基本料	3 2 0	幼児加算 (病院)
8 8	療養病棟・一般病棟15対1入院基本料	3 2 1	幼児加算(病院)(特別入院基本 料等)
4 8	療養病棟入院基本料2(A)(看護職員数等経過措置)	3 2 2	幼児加算 (診療所)
4 9	療養病棟入院基本料2(B)(看護職員数等経過措置)	3 3 0	難病患者等入院診療加算

	基本項目		加算項目
コード	内容	コード	内容
5 1	療養病棟入院基本料2(C)(看護職員数等経過措置)	3 3 1	二類感染症患者入院診療加算
5 2	療養病棟入院基本料 2 (D) (看護職員数 等経過措置)	3 3 2	特殊疾患入院施設管理加算
5 3	療養病棟入院基本料2(E)(看護職員数等経過措置)	4 2 0	超重症児(者)入院診療加算(6歳未満)
5 4	療養病棟入院基本料2(F)(看護職員数等経過措置)	3 3 3	超重症児(者)入院診療加算(6歳以上)
5 7	療養病棟入院基本料2(G)(看護職員数等経過措置)	4 2 1	準超重症児(者)入院診療加算 (6歳未満)
5 8	療養病棟入院基本料 2 (H) (看護職員数 等経過措置)	3 3 4	準超重症児(者)入院診療加算 (6歳以上)
5 9	療養病棟入院基本料2(I)(看護職員数等経過措置)	3 3 5	看護配置加算
6 0	療養病棟入院基本料2(A)(夜勤時間特別入院基本料)	3 5 2	看護補助加算1
6 1	療養病棟入院基本料 2 (B) (夜勤時間特別入院基本料)	3 5 4	看護補助加算2
6 2	療養病棟入院基本料2(C)(夜勤時間特別入院基本料)	3 5 5	看護補助加算3
6 3	療養病棟入院基本料 2 (D) (夜勤時間特別入院基本料)	3 7 5	1級地地域加算
6 4	療養病棟入院基本料 2 (E) (夜勤時間特別入院基本料)	3 7 6	2級地地域加算
6 5	療養病棟入院基本料 2 (F) (夜勤時間特別入院基本料)	4 0 4	3級地地域加算
6 6	療養病棟入院基本料 2 (G) (夜勤時間特別入院基本料)	3 7 7	4級地地域加算
6 7	療養病棟入院基本料 2 (H) (夜勤時間特別入院基本料)	4 0 5	5級地地域加算
6 8	療養病棟入院基本料2(I)(夜勤時間特別入院基本料)	3 7 8	6級地地域加算
1 3 6	結核病棟7対1入院基本料	5 2 0	7級地地域加算
2 2	結核病棟10対1入院基本料	402	離島加算
2 3	結核病棟13対1入院基本料	3 7 9	療養環境加算
2 4	結核病棟15対1入院基本料	3 8 0	H I V 感染者療養環境特別加算 (個室)
2 5	結核病棟18対1入院基本料	3 8 1	H I V 感染者療養環境特別加算 (2人部屋)
2 6	結核病棟20対1入院基本料	4 2 2	二類感染症患者療養環境特別加算 (個室)
2 9	結核病棟特別入院基本料	4 3 7	二類感染症患者療養環境特別加算 (陰圧室)
1 6 8	結核病棟7対1入院基本料(夜勤時間超過 減算)	3 8 2	重症者等療養環境特別加算(個室)
169	結核病棟10対1入院基本料(夜勤時間超過減算)	3 8 3	重症者等療養環境特別加算(2人部屋)
1 3	結核病棟13対1入院基本料(夜勤時間超過減算)	3 9 8	小児療養環境特別加算

	基本項目	加算項目		
コード	内容	コード	内容	
1 4	結核病棟15対1入院基本料(夜勤時間超 過減算)	4 0 6	療養病棟療養環境加算1	
1 5	結核病棟18対1入院基本料(夜勤時間超 過減算)	3 8 4	療養病棟療養環境加算 2	
1 6	結核病棟20対1入院基本料(夜勤時間超 過減算)	4 5 8	療養病棟療養環境改善加算1	
6 9	結核病棟7対1入院基本料(夜勤時間特別 入院基本料)	4 5 9	療養病棟療養環境改善加算2	
7 3	結核病棟10対1入院基本料(夜勤時間特別入院基本料)	3 8 7	診療所療養病床療養環境加算	
7 4	結核病棟13対1入院基本料(夜勤時間特別入院基本料)	460	診療所療養病床療養環境改善加算	
7 5	結核病棟15対1入院基本料(夜勤時間特別入院基本料)	3 8 9	無菌治療室管理加算 1	
7 6	結核病棟18対1入院基本料(夜勤時間特別入院基本料)	461	無菌治療室管理加算 2	
7 7	結核病棟20対1入院基本料(夜勤時間特別入院基本料)	3 9 0	放射線治療病室管理加算	
3 1	精神病棟10対1入院基本料	3 9 1	重症皮膚潰瘍管理加算	
1 9 1	精神病棟13対1入院基本料	3 9 9	緩和ケア診療加算	
3 3	精神病棟15対1入院基本料	462	有床診療所緩和ケア診療加算	
3 4	精神病棟18対1入院基本料	3 9 2	精神科措置入院診療加算	
3 5	精神病棟20対1入院基本料	3 9 3	精神科応急入院施設管理加算	
3 8	精神病棟特別入院基本料	3 9 4	精神科隔離室管理加算	
170	精神病棟10対1入院基本料(夜勤時間超過減算)	3 9 5	精神病棟入院時医学管理加算	
1 7	精神病棟13対1入院基本料(夜勤時間超過減算)	4 2 3	精神科地域移行実施加算	
1 8	精神病棟15対1入院基本料(夜勤時間超過減算)	4 2 4	精神科身体合併症管理加算	
1 9	精神病棟18対1入院基本料(夜勤時間超過減算)	4 6 3	精神科リエゾンチーム加算	
2 0	精神病棟20対1入院基本料(夜勤時間超過減算)	4 3 8	強度行動障害入院医療管理加算	
7 8	精神病棟10対1入院基本料(夜勤時間特別入院基本料)	4 3 9	重度アルコール依存症入院医療管 理加算	
7 9	精神病棟13対1入院基本料(夜勤時間特別入院基本料)	4 4 0	摂食障害入院医療管理加算	
8 0	精神病棟15対1入院基本料(夜勤時間特別入院基本料)	5 2 1	がん診療連携拠点病院加算(がん 診療連携拠点病院)	
8 2	精神病棟18対1入院基本料(夜勤時間特別入院基本料)	5 2 2	がん診療連携拠点病院加算(地域 がん診療病院)	
8 4	精神病棟20対1入院基本料(夜勤時間特別入院基本料)	5 2 3	小児がん拠点病院加算	
1 3 7	特定機能病院一般病棟7対1入院基本料	4 4 1	栄養サポートチーム加算	
4 0	特定機能病院一般病棟10対1入院基本料	4 0 9	医療安全対策加算 1	
1 3 8	特定機能病院結核病棟7対1入院基本料	4 4 2	医療安全対策加算 2	
4 5	特定機能病院結核病棟10対1入院基本料	4 6 4	感染防止対策加算1	
4 6	特定機能病院結核病棟13対1入院基本料	4 6 5	感染防止対策加算 2	
4 0		700		

	基本項目	加算項目		
コード	内 容	コード	内 容	
1 3 9	特定機能病院結核病棟15対1入院基本料	4 6 6	患者サポート体制充実加算	
1 4 0	特定機能病院精神病棟7対1入院基本料	4 1 1	褥瘡ハイリスク患者ケア加算	
5 0	特定機能病院精神病棟10対1入院基本料	4 2 6	ハイリスク妊娠管理加算	
171	特定機能病院精神病棟13対1入院基本料	4 1 2	ハイリスク分娩管理加算	
1 4 1	特定機能病院精神病棟15対1入院基本料	4 7 6	精神科救急搬送患者地域連携紹介加算	
1 4 2	専門病院7対1入院基本料	477	精神科救急搬送患者地域連携受入加算	
5 5	専門病院10対1入院基本料	4 3 1	総合評価加算	
5 6	専門病院13対1入院基本料	4 5 1	呼吸ケアチーム加算	
162	障害者施設等7対1入院基本料	4 5 2	後発医薬品使用体制加算1	
7 0	障害者施設等10対1入院基本料	5 2 4	後発医薬品使用体制加算 2	
7 1	障害者施設等13対1入院基本料	5 2 5	後発医薬品使用体制加算3	
7 2	障害者施設等 1 5 対 1 入院基本料	481	病棟薬剤業務実施加算1	
2 1	障害者施設等7対1入院基本料(夜勤時間 超過減算)	5 2 6	病棟薬剤業務実施加算 2	
2 7	障害者施設等10対1入院基本料(夜勤時間超過減算)	482	データ提出加算1 (200床以上)	
2 8	障害者施設等13対1入院基本料(夜勤時間超過減算)	483	データ提出加算1 (200床未満)	
3 0	障害者施設等15対1入院基本料(夜勤時間超過減算)	484	データ提出加算2 (200床以上)	
3 9	特定入院基本料(障害者施設等入院基本料)	4 8 5	データ提出加算2 (200床未満)	
4 1	特定入院基本料(障害者施設等入院基本料)(夜勤時間超過減算)	5 2 7	退院支援加算1(一般病棟入院基本料等)	
8 9	障害者施設等7対1入院基本料(医療区分2の患者に相当するもの)	5 2 8	退院支援加算1 (療養病棟入院基 本料等)	
9 0	障害者施設等7対1入院基本料(医療区分 1の患者に相当するもの)	5 2 9	退院支援加算2(一般病棟入院基 本料等)	
9 1	障害者施設等10対1入院基本料(医療区分2の患者に相当するもの)	5 3 0	退院支援加算2(療養病棟入院基 本料等)	
9 2	障害者施設等10対1入院基本料(医療区分1の患者に相当するもの)	5 3 1	退院支援加算3	
9 3	障害者施設等13対1入院基本料(医療区分2の患者に相当するもの)	5 3 2	退院支援加算(特定地域)(一般 病棟入院基本料等)	
9 4	障害者施設等13対1入院基本料(医療区分1の患者に相当するもの)	5 3 3	退院支援加算(特定地域)(療養 病棟入院基本料等)	
9 5	障害者施設等15対1入院基本料(医療区分2の患者に相当するもの)	5 3 4	認知症ケア加算1 (14日以内の 期間)	
9 6	障害者施設等15対1入院基本料(医療区分1の患者に相当するもの)	5 3 5	認知症ケア加算1 (15日以上の 期間)	
9 7	障害者施設等7対1入院基本料(医療区分2)(夜勤時間超過減算)	5 3 6	認知症ケア加算2 (14日以内の 期間)	
98	障害者施設等7対1入院基本料(医療区分 1) (夜勤時間超過減算)	5 3 7	認知症ケア加算2 (15日以上の 期間)	
9 9	障害者施設等10対1入院基本料(医療区分2)(夜勤時間超過減算)	5 3 8	認知症ケア加算1 (14日以内の 期間)身体的拘束実施	

	基本項目	加算項目		
コード	内容	コード	内容	
1 0 0	障害者施設等10対1入院基本料(医療区分1)(夜勤時間超過減算)	5 3 9	認知症ケア加算1 (15日以上の 期間)身体的拘束実施	
1 0 1	障害者施設等13対1入院基本料(医療区分2)(夜勤時間超過減算)	5 4 0	認知症ケア加算2 (14日以内の 期間)身体的拘束実施	
1 0 2	障害者施設等13対1入院基本料(医療区分1)(夜勤時間超過減算)	5 4 1	認知症ケア加算2 (15日以上の 期間)身体的拘束実施	
103	障害者施設等15対1入院基本料(医療区分2)(夜勤時間超過減算)	5 4 2	精神疾患診療体制加算1	
1 0 4	障害者施設等15対1入院基本料(医療区分1)(夜勤時間超過減算)	5 4 3	精神疾患診療体制加算 2	
3 2	有床診療所入院基本料1	5 4 4	精神科急性期医師配置加算	
3 6	有床診療所入院基本料 2	5 4 5	薬剤総合評価調整加算	
3 7	有床診療所入院基本料3			
8 1	有床診療所入院基本料 4	<以下、	医療観察法の規定による医療>	
8 3	有床診療所入院基本料 5	490	未基準減算 (病棟に係る基準を満 たさない場合)	
172	有床診療所入院基本料 6	491	未適合減算	
1 5 3	有床診療所療養病床入院基本料A	4 9 2	観察社会復帰期減算	
1 5 4	有床診療所療養病床入院基本料B	4 9 3	小規格病棟病床数加算	
1 5 5	有床診療所療養病床入院基本料C	4 9 4	観察回復期減算(算定開始日から 271日以上)	
1 5 6	有床診療所療養病床入院基本料D	4 9 5	社会復帰期移行加算	
1 5 7	有床診療所療養病床入院基本料E	4 9 6	遠隔地加算	
1 5 8	有床診療所療養病床入院基本料(特別入院 基本料)	497	転院調整加算	
	特定入院料・その他>			
201	救命救急入院料 1			
2 0 2	救命救急入院料 2			
2 4 1	救命救急入院料3 (救命救急入院料)			
2 4 2	救命救急入院料3(広範囲熱傷特定集中治療管理料)			
2 4 3	救命救急入院料4 (救命救急入院料)			
2 4 4	救命救急入院料4(広範囲熱傷特定集中治療管理料)			
2 5 7	特定集中治療室管理料1			
2 5 8	特定集中治療室管理料2(特定集中治療室管理料)			
2 5 9	特定集中治療室管理料2(広範囲熱傷特定集中治療管理料)			
2 0 3	特定集中治療室管理料3			
2 4 5	特定集中治療室管理料4(特定集中治療室管理料)			
2 4 6	特定集中治療室管理料4(広範囲熱傷特定集中治療管理料)			
260	ハイケアユニット入院医療管理料1			
2 6 1	ハイケアユニット入院医療管理料 2			
2 3 3	脳卒中ケアユニット入院医療管理料			
	1			

	基本項目		加算項	頁 目
コード	内容	コード	内	容
2 5 0	小児特定集中治療室管理料			
2 0 4	新生児特定集中治療室管理料1			
2 4 7	新生児特定集中治療室管理料2			
2 0 5	総合周産期特定集中治療室管理料(母体・ 胎児)			
206	総合周産期特定集中治療室管理料(新生児)			
2 4 8	新生児治療回復室入院医療管理料			
2 0 8	一類感染症患者入院医療管理料			
2 0 9	特殊疾患入院医療管理料			
2 6 9	特殊疾患入院医療管理料 (医療区分2の患者に相当するもの)			
2 7 0	特殊疾患入院医療管理料 (医療区分1の患者に相当するもの)			
2 3 4	小児入院医療管理料 1			
2 4 9	小児入院医療管理料 2			
2 2 7	小児入院医療管理料3			
2 2 8	小児入院医療管理料 4			
2 1 0	小児入院医療管理料 5			
2 5 1	回復期リハビリテーション病棟入院料1			
2 3 5	回復期リハビリテーション病棟入院料2			
2 3 6	回復期リハビリテーション病棟入院料3			
262	地域包括ケア病棟入院料1			
263	地域包括ケア入院医療管理料1			
2 6 4	地域包括ケア病棟入院料2			
265	地域包括ケア入院医療管理料2			
2 1 2	特殊疾患病棟入院料1			
2 1 3	特殊疾患病棟入院料 2			
2 1 4	緩和ケア病棟入院料			
2 2 9	精神科救急入院料1			
2 3 8	精神科救急入院料 2			
2 1 5	精神科急性期治療病棟入院料1			
2 1 6	精神科急性期治療病棟入院料2			
2 3 9	精神科救急・合併症入院料			
2 5 2	児童・思春期精神科入院医療管理料			
2 1 7	精神療養病棟入院料			
2 2 1	認知症治療病棟入院料1			
2 3 2	認知症治療病棟入院料2			
2 5 3	特定一般病棟入院料1			
2 5 4	特定一般病棟入院料 2			
266	特定一般病棟入院料(地域包括ケア入院医 療管理1)			
267	特定一般病棟入院料(地域包括ケア入院医 療管理2)			
268	地域移行機能強化病棟入院料			
2 2 6	短期滞在手術等基本料 2			

基 本 項 目		加算項目	
コード	内 容	コード	内容
2 4 0	短期滞在手術等基本料3		
<以下、医療観察法の規定による医療>			
2 9 0	290 急性期入院対象者入院医学管理料		
291 回復期入院対象者入院医学管理料		_	
2 9 2	社会復帰期入院対象者入院医学管理料		

医学管理等コード一覧

コード	内容	コード	内容
0	医学管理以外のもの	6 2	がん治療連携計画策定料
1	特定疾患療養管理料	6 3	がん治療連携指導料
2	ウイルス疾患指導料	6 4	認知症専門診断管理料
3	在宅自己注射指導管理料	6 5	肝炎インターフェロン治療計画料
4	在宅自己腹膜灌流指導管理料	6 6	在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料
5	特定薬剤治療管理料	6 7	在宅小児低血糖症患者指導管理料
6	小児特定疾患カウンセリング料	8 0	小児科外来診療料
1 2	在宅酸素療法指導管理料 (その他)	8 1	生活習慣病管理料(高血圧症又は脂 質異常症を主病)
1 3	在宅中心静脈栄養法指導管理料	8 2	在宅がん医療総合診療料
1 4	皮膚科特定疾患指導管理料(1)	9 7	処方せん料
2 0	在宅酸素療法指導管理料 (チアノー ゼ型先天性心疾患)	9 8	処方料
2 4	在宅成分栄養経管栄養法指導管理料		
2 5	在宅自己導尿指導管理料		
2 8	悪性腫瘍特異物質治療管理料		
2 9	心臓ペースメーカー指導管理料		
3 0	在宅悪性腫瘍等患者指導管理料		
3 1	在宅人工呼吸指導管理料		
3 2	在宅寝たきり患者処置指導管理料		
3 4	小児科療養指導料		
3 5	皮膚科特定疾患指導管理料(2)		
3 6	てんかん指導料		
3 7	在宅自己疼痛管理指導管理料		
3 8	難病外来指導管理料		
3 9	在宅時医学総合管理料		
4 2	在宅血液透析指導管理料		
4 3	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料		
4 5	生活習慣病管理料(糖尿病を主病)		
4 6	慢性疼痛疾患管理料		
4 7	小児悪性腫瘍患者指導管理料		
4 8	在宅気管切開患者指導管理料		
4 9	在宅肺高血圧症患者指導管理料		
5 2	退院時共同指導料1		
5 3	退院時共同指導料 2		
5 6	薬剤管理指導料		
5 8	施設入居時等医学総合管理料		
5 9	在宅患者連携指導料		
6 0	耳鼻咽喉科特定疾患指導管理料		

項番27「実日数」と項番28「日数・回数」の設定条件と対象診療行為

医科診療行為マスターの項番27「実日数」及び項番28「日数・回数」の組み合わせにより、診療 行為の算定回数が、診療実日数と関連するか否かの設定条件である。

なお、歯科診療行為マスターにおいては、実日数関連テーブルの項番10「実日数」及び項番11 「日数・回数」に読み替える。

項番	項番 2 7 実日数	項番28 日数・回数	設定条件	対象診療行為
1	0	0	診療実日数に関連する確認を 要しない診療行為	
2	1	0	当該診療行為の算定回数が診療実日数以下である確認を要する診療行為 当該診療行為の「回数」≦診療実日数	
3		1	入院外レセプトの場合、初診	初診料(初診(同日複数診療科)を除く。) 小児科外来診療料(初診時) 小児かかりつけ診療料(初診時) 時)
4	2	2	料の回数と再診料又は外来診療料の回数の累積回数(項番28「日数・回数」の設定値が「1」及び「2」の「回数」の集計値)と診療実日数の確認を要する診療行為 初診料、再診料(外来診療料を含む。)の累積回数≦診療実日数	再診料(同日再診を除く。) 電話等再診料(同日電話等再診 を除く。) 外来診療料(同日外来診療料を 除く。) 小児科外来診療料(再診時) 小児かかりつけ診療料(再診時) 開放型病院共同指導料(1) 在宅患者訪問診療料 退院時共同指導料1 ハイリスク妊産婦共同管理料 (1)等 (その他入院外レセプトにおい て再診料を含んでいるもの)
5	3	3	入院レセプトの場合、入院基本料等の累積回数(項番27「実日数」が「3」であって、項番28「日数・回数」が「3」の「回数」の集計値)と診療実日数の確認を要する診療行為 〈入院レセプト〉 入院基本料等の累積回数≦診療実日数	入院基本料 特定入院料 (DPC適用区分 2、3、4を除く。)
6	4	0	入院基本料及び特定入院料と 外泊の間に、他の診療行為が記 録されている場合及び入院基本 料及び特定入院料以外に外泊が 算定された場合	外泊

きざみ値の上下限エラー処理

項番35「上下限エラー処理」は、きざみ値による計算対象診療行為の数量データが「(下限値ーき ざみ値)以下 又は「上限値超」の場合に、点数計算の条件を識別するための値を設定する。

項番35「上下限エラー処理」は、「0」から「3」の4つの値を持ち、数量データが「(下限値ーきざみ値)以下」又は「上限値超」の場合に、双方とも点数の算定条件を満たす値を選択して設定している。

なお、歯科診療行為マスターにおいては、項番12「新又は現点数」を「基本テーブル」の項番12「点数等」に、項番31「下限値」を「きざみテーブル」の項番13「きざみ下限値」に、項番32「上限値」を同項番14「きざみ上限値」に、項番33「きざみ値」を同項番15「きざみ値」に、項番35「上下限エラー処理」を同項番17「きざみ上下限エラー処理」にそれぞれ読替える。

1 「(下限値ーきざみ値)以下」の条件

当該診療行為の数量データが「(下限値-きざみ値)に満たない」又は「(下限値-きざみ値)と 一致する」場合

上下限 エラー処理	判
0	診療行為の数量データが、『項番31「下限値」-項番33「きざみ値」』 以下の場合、項番12「新又は現点数」の点数を算定する診療行為
1	なお、当該診療行為の数量データが「O」の場合、レセプトは返戻の取扱い となる。
2	診療行為の数量データが、『項番31「下限値」-項番33「きざみ値」』 以下の場合、点数を算定できない診療行為(レセプトは返戻の取扱いとな
3	る。)

2 「上限値超」の条件

当該診療行為の数量データが「上限値」を超える場合

上下限 エラー処理	判 断 条 件
0	診療行為の数量データが、項番32「上限値」を超えている場合、当該診療 行為の数量データに従い、きざみ値による点数の算定を行う診療行為(レセプ トの記録内容の確認を要する。)
1	診療行為の数量データが、項番32「上限値」を超えている場合、項番32 「上限値」に従い、きざみ値による点数の計算を行う診療行為
2	診療行為の数量データが、項番32「上限値」を超えている場合、当該診療 行為の数量データに従い、きざみ値による点数の算定を行う診療行為(レセプ トの記録内容の確認を要する。)
3	診療行為の数量データが、項番32「上限値」を超えている場合、項番32 「上限値」に従い、きざみ値による点数の計算を行う診療行為

(注) 項番32「上限値」の値が「99999999」の場合、項番35「上下限エラー処理」に 設定する「0」及び「1」又は「2」及び「3」に点数の計算に違いはなく、どちらを設定し ても同じ結果が得られる。しかし、この時の設定値は、「0」又は「2」としている。

3 具体的な事例

上下限 エラー処理	事 例
0	上限値の規定がない診療行為 診療行為コード:160098210 省略漢字名称:内視鏡下生検法
	※ 1臓器につき310点を加算する。
1	上限値の規定がある診療行為 診療行為コード:160073510 省略漢字名称:呼吸心拍監視
	※ 1 1時間以内又は1時間につき 50点
2	下限値の規定がある診療行為 診療行為コード:114000970 省略漢字名称:患家診療時間加算(往診)
2	※ 患家における診療時間が1時間を超えた場合は、30分又はその端数を 増すごとに、100点を所定点数に加算する。
3	現在該当なし

項番38「注加算コード」の設定対象外項目

項番68「告示等識別区分(1)」に「7:加算項目」を設定している診療行為コードには、注加算が算定可能な診療行為(基本項目、合成項目及び準用項目)と注加算の算定可否の確認を行うため、原則、項番38「注加算コード」に任意の番号を設定している。

しかし、下表の加算項目については、算定可能な診療行為(基本項目、合成項目及び準用項目)が複数存在することから、注加算コードを設定せず、複数の診療行為コードに共通で使用するため、専用の項目を別に設定している。

項目名に関する。				T
2 0 画像等手術支援加算 設定値により、当該加算の算定可否を確認する。 2 4 入院基本料加算区分 人院基本料加算 設定値により、「特定入院料」及び「短期滞在手術等基本料」、「特定入院料」及び「短期滞在手術等基本料」を「入院基本料加算の算定可否を条件設定して、入院基本料加算の算定可否を条件設定して、入院基本料加算の算定可否を確認する。 4 6 処置乳幼児加算区分 極低出生体重児加算 5 3 脊髓誘発電位測定等加算区分 極低出生体重児加算 5 4 頸部郭清術併施加算区分 實部誘発電位測定等加算 5 5 自動縫合器加算 超音波内視鏡加算 6 7 自動吻合器加算区分 超音波科鏡加算 6 7 自動吻合器加算区分 超音波凝固切開装置等加算 8 2 超音波凝固切開装置等加算区分 超音波凝固切開装置等加算 1 1 4 副鼻腔手術用內視鏡加算 副鼻腔手術用內視鏡加算 1 1 5 機器加算 長時間麻酔管理加算 1 1 6 長時間麻酔管理加算 長時間麻酔管理加算 1 1 8 非侵襲的血行動態モニタリン グ加算	項番	項目名		確認の方法
24 入院基本料加算区分 入院基本料加算 設定値により、「入院基本料」、「特定入院料」及び「短期滞在手術等基本料」と「入院基本料等加算」の算定可否を条件設定して、入院基本料加算の算定可否を条件設定して、入院基本料加算の算定可否を条件設定して、入院基本料加算の算定可否を確認する。 46 処置乳幼児加算区分 極低出生体重児加算 47 極低出生体重児加算区分 極低出生体重児加算 53 脊髄誘発電位測定等加算区分 頸部郭清術併施加算 54 頸部郭清術併施加算区分 自動縫合器加算 64 超音波內視鏡加算区分 超音波凝固切開装置等加算 67 自動吻合器加算区分 超音波凝固切開装置等加算 82 超音波凝固切開装置等加算 超音波凝固切開装置等加算 114 副鼻腔手術用內視鏡加算 副鼻腔手術用內視鏡加算 115 副鼻腔手術用內視鏡加算 副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器加算 116 長時間麻酔管理加算 長時間麻酔管理加算 118 非侵襲的血行動態モニタリンが加算	2 0	画像等手術支援加算	画像等手術支援加算	設定値により、当該加算
47 極低出生体重児加算区分 極低出生体重児加算 53 脊髄誘発電位測定等加算区分 脊髄誘発電位測定等加算 54 頸部郭清術併施加算区分 頸部郭清術併施加算 55 自動縫合器加算区分 超音波内視鏡加算 67 自動吻合器加算区分 自動吻合器加算 82 超音波凝固切開装置等加算 超音波凝固切開装置等加算 114 副鼻腔手術用內視鏡加算 副鼻腔手術用內視鏡加算 115 副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器加算 融鼻腔手術用骨軟部組織切除機器加算 116 長時間麻酔管理加算 長時間麻酔管理加算 118 非侵襲的血行動態モニタリング加算	2 4	入院基本料加算区分	入院基本料加算	設定値により、「入院基本料」、「特定入院料」 及び「短期滞在手術等基本料」と「入院基本料等 加算」の算定可否を条件 設定して、入院基本料加 算の算定可否を確認す
53 脊髄誘発電位測定等加算区分 脊髄誘発電位測定等加算 54 頸部郭清術併施加算区分 頸部郭清術併施加算 55 自動縫合器加算 超音波内視鏡加算 64 超音波内視鏡加算区分 超音波内視鏡加算 82 超音波凝固切開装置等加算区分 超音波凝固切開装置等加算 114 副鼻腔手術用內視鏡加算 副鼻腔手術用內視鏡加算 115 副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器加算 116 長時間麻酔管理加算 長時間麻酔管理加算 118 非侵襲的血行動態モニタリン が加算	4 6	処置乳幼児加算区分	処置の乳幼児加算	
54 頸部郭清術併施加算区分 頸部郭清術併施加算 55 自動縫合器加算区分 自動縫合器加算 64 超音波內視鏡加算区分 自動吻合器加算 82 超音波凝固切開装置等加算区分 超音波凝固切開装置等加算 114 副鼻腔手術用內視鏡加算 副鼻腔手術用內視鏡加算 115 副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器加算 116 長時間麻酔管理加算 118 非侵襲的血行動態モニタリング加算	4 7	極低出生体重児加算区分	極低出生体重児加算	
55 自動縫合器加算区分 自動縫合器加算 64 超音波内視鏡加算 超音波内視鏡加算 67 自動吻合器加算区分 自動吻合器加算 82 超音波凝固切開装置等加算区分 超音波凝固切開装置等加算 114 副鼻腔手術用內視鏡加算 副鼻腔手術用內視鏡加算 115 副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器加算 116 長時間麻酔管理加算 118 非侵襲的血行動態モニタリング加算	5 3	脊髄誘発電位測定等加算区分	脊髄誘発電位測定等加算	
64 超音波内視鏡加算区分 超音波内視鏡加算 67 自動吻合器加算区分 自動吻合器加算 82 超音波凝固切開装置等加算区分 超音波凝固切開装置等加算 114 副鼻腔手術用內視鏡加算 副鼻腔手術用內視鏡加算 115 副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器加算 116 長時間麻酔管理加算 118 非侵襲的血行動態モニタリング加算	5 4	頸部郭清術併施加算区分	頸部郭清術併施加算	
67 自動吻合器加算区分 自動吻合器加算 専用の項目を設定し、設定値により、当該加算 82 超音波凝固切開装置等加算区分 超音波凝固切開装置等加算 設定値により、当該加算の算定可否を確認する。 114 副鼻腔手術用内視鏡加算 副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器加算 115 長時間麻酔管理加算 長時間麻酔管理加算 116 長時間麻酔管理加算 長時間麻酔管理加算 118 非侵襲的血行動態モニタリング加算	5 5	自動縫合器加算区分	自動縫合器加算	
82 超音波凝固切開装置等加算区分 超音波凝固切開装置等加算 超音波凝固切開装置等加算 114 副鼻腔手術用內視鏡加算 副鼻腔手術用內視鏡加算 115 副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器加算 116 長時間麻酔管理加算 118 非侵襲的血行動態モニタリング加算	6 4	超音波内視鏡加算区分	超音波内視鏡加算	
82 超音波凝固切開装置等加算区分 超音波凝固切開装置等加算 設定値により、当該加算の算定可否を確認する。 114 副鼻腔手術用内視鏡加算 副鼻腔手術用内視鏡加算 115 副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器加算 116 長時間麻酔管理加算 118 非侵襲的血行動態モニタリング加算 おおい算	6 7	自動吻合器加算区分	自動吻合器加算	東田の項目を設定し
115 副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器加算 116 長時間麻酔管理加算 118 非侵襲的血行動態モニタリング加算 #侵襲的血行動態モニタリング加算	8 2		超音波凝固切開装置等加算	設定値により、当該加算
115機器加算機器加算116長時間麻酔管理加算118非侵襲的血行動態モニタリン グ加算非侵襲的血行動態モニタリン グ加算	1 1 4	副鼻腔手術用内視鏡加算	副鼻腔手術用内視鏡加算	
118 非侵襲的血行動態モニタリン 非侵襲的血行動態モニタリン グ加算	1 1 5			
118 グ加算 グ加算	1 1 6	長時間麻酔管理加算	長時間麻酔管理加算	
119 凍結保存同種組織加算 凍結保存同種組織加算	1 1 8			
	1 1 9	凍結保存同種組織加算	凍結保存同種組織加算	

注1 上表中の項番は、診療行為マスターの項番を表す。

注2 項番47、項番54及び項番64は、通則加算の項目であるが、加算の対象となる診療行為が 限定されているため、専用の項目により加算の算定可否を判定する値を設定する。

別紙7-9

項番38「注加算コード」と項番39「注加算通番」の相関関係

1 項番38「注加算コード」

基本項目、合成項目及び準用項目に対して、算定可能な注加算であるか否かを確認するためのコードである。

- (1) 基本項目、合成項目及び準用項目である診療行為コードと加算項目である診療行為コードの項番 38「注加算コード」が一致する場合、算定可能な注加算と判定する。
- (2) 基本項目、合成項目及び準用項目である診療行為コードと加算項目である診療行為コードの項番 38「注加算コード」が一致しない場合、算定できない注加算と判定する。

2 項番39「注加算通番」

複数の加算項目のうち、重複して算定できない加算項目を確認するために設定する値である。

- (1) 項番38「注加算コード」が同一の設定値であって、項番39「注加算通番」内の設定値が異なる場合、同時に算定可能な注加算と判定する。
- (2) 項番38「注加算コード」が同一の設定値であって、項番39「注加算通番」内の設定値も同一の設定値である場合、同時に算定できない注加算と判定する。

設定例)

診療行為コード	省略漢字名称	注加算コード	注加算通番	告示等識別区分(1)の内容
112007410	再診	1 2 0 1	0	基本項目
112000970	再診(乳幼児)加算	1 2 0 1	1	
112016070	時間外対応加算1	1 2 0 1	2	加算項目
112015670	時間外対応加算2	1 2 0 1	2	

- ※ 「112000970: 再診(乳幼児)加算」と「112016070: 時間外対応加算1」又は「112015670: 時間外対応加算2」は、同時に算定できるため、「注加算通番」の設定を異なる値としている。
- ※ 「112016070:時間外対応加算1」と「112015670:時間外対応加算2」は、同時に算定できない ため、「注加算通番」を同一の値としている。

施設基準コード関連情報

1 施設基準コード一覧

施設基準コートー	施設基準
3	特定機能病院
6	精神病棟
9	特殊疾患入院施設管理加算
1 4	精神科作業療法
1 5	精神科デイ・ケア「大規模なもの」
1 9	重症者等療養環境特別加算
2 2	開放型病院共同指導料
2 3	精神科
2 9	精神科ナイト・ケア
3 1	精神科応急入院施設管理加算
3 5	人工膵臓検査、人工膵臓療法
3 6	薬剤管理指導料
4 0	体外衝撃波腎・尿管結石破砕術
4 5	重度認知症患者デイ・ケア料
4 8	緩和ケア病棟入院料
5 7	療養環境加算
6 1	結核病棟
6 3	精神科デイ・ケア「小規模なもの」
7 0	体外衝擊波胆石破砕術
9 0	療養病棟療養環境加算 1
9 1	療養病棟療養環境加算 2
9 5	高度難聴指導管理料
9 6	在宅がん医療総合診療料
9 8	人工内耳植込術
1 0 0	補助人工心臟
1 0 4	精神科デイ・ナイト・ケア
1 1 7	総合周産期特定集中治療室管理料1
1 1 8	精神科急性期治療病棟入院料1
1 1 9	精神科急性期治療病棟入院料 2
1 2 4	難病患者リハビリテーション
1 2 5	植込型除細動器移植術及び植込型除細動器交換術及び経静脈電極抜去術
1 3 3	精神療養病棟入院料
1 4 6	地域医療支援病院
1 5 2	生体部分肝移植術
1 5 9	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
1 6 0	大動脈バルーンパンピング法(IABP法)
1 6 8	心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算
1 6 9	長期継続頭蓋内脳波検査
1 7 0	補聴器適合検査
172	脳刺激装置植込術(頭蓋内電極植込術を含む。)及び脳刺激装置交換術

施設基準コード	施設基準
173	放射線治療専任加算
2 0 7	精神病棟入院時医学管理加算
2 0 8	一類感染症患者入院医療管理料
2 0 9	特殊疾患入院医療管理料
2 1 4	短期滞在手術等基本料1
2 1 5	短期滞在手術等基本料 2
2 1 7	脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
2 2 4	緩和ケア診療加算
2 3 1	プレイルーム、保育士等加算
2 3 3	地域連携小児夜間・休日診療料 1
2 3 4	光トポグラフィー(施設共同利用率20%以上)
2 3 5	中枢神経磁気刺激による誘発筋電図(施設共同利用率20%以上)
2 3 6	画像診断管理加算 1
2 3 7	画像診断管理加算 2
2 3 8	遠隔画像診断
2 4 3	エタノールの局所注入(甲状腺)
3 2 0	高エネルギー放射線治療
3 6 9	医療保護入院等診療料
3 7 0	両心室ペースメーカー移植術及び両心室ペースメーカー交換術
3 7 1	経皮的中隔心筋焼灼術
3 7 3	定位放射線治療
3 7 6	エタノールの局所注入(副甲状腺)
6 0 6	褥瘡ハイリスク患者ケア加算
6 0 7	ハイリスク分娩管理加算
6 0 8	脳卒中ケアユニット入院医療管理料
6 0 9	ウイルス疾患指導料
6 1 0	喘息治療管理料
6 1 1	地域連携小児夜間・休日診療料 2
6 1 2	ニコチン依存症管理料
6 1 5	ハイリスク妊産婦共同管理料(I)
6 1 8	小児食物アレルギー負荷検査
6 2 8	障害児(者)リハビリテーション料
6 2 9	精神科ショート・ケア「大規模なもの」 精神科ショート・ケア「小規模なもの」
6 3 3	
6 3 4	同種死体肺移植術
6 3 5	同種心移植術 同種心肺移植術
6 3 6	同種化師移植術
6 3 7	同種死体膵移植術、同種死体膵腎移植術
638	腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術
6 4 0	極足與「用立 原志臣屋易子 用
6 4 1	輸血管理料Ⅱ
6 4 2	予加に日本行用
6 7 3	超急性期脳卒中加算
6 7 6	精神科地域移行実施加算
6 7 7	精神科身体合併症管理加算
	114 11 1174 11 H V1744 H (-1445)1

施設基準コード	施設基準
6 7 8	ハイリスク妊娠管理加算
6 8 0	総合評価加算
6 8 9	精神科救急・合併症入院料
6 9 0	糖尿病合併症管理料
6 9 2	医療機器安全管理料 1
6 9 3	医療機器安全管理料 2
6 9 7	遺伝カウンセリング加算
6 9 8	神経学的検査
7 0 1	冠動脈CT撮影加算
7 0 2	心臓MRI撮影加算
7 0 4	集団コミュニケーション療法料
7 0 5	強度変調放射線治療(IMRT)
7 1 3	特殊疾患病棟入院料 1
7 1 4	特殊疾患病棟入院料 2
7 1 7	認知症治療病棟入院料1
7 1 8	認知症治療病棟入院料2
7 2 1	在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
7 2 5	コンタクトレンズ検査料1
7 2 7	無菌製剤処理料
7 2 8	外来化学療法加算 1
7 2 9	外来化学療法加算 2
7 3 0	心大血管疾患リハビリテーション料(I)
7 3 1	心大血管疾患リハビリテーション料 (Ⅱ)
7 3 2	脳血管疾患等リハビリテーション料 (I)
7 3 3	脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)
7 3 4	脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ)
7 3 7	呼吸器リハビリテーション料(I)
7 3 8	呼吸器リハビリテーション料(Ⅱ)
7 3 9	頭蓋骨形成手術(骨移動を伴うものに限る。)
7 4 0	上顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)、下顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。) (歯科診療のものを除く)
7 4 1	生体部分肺移植術
7 4 2	両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術及び両室ペーシング機能付き植 込型除細動器交換術
7 4 5	同種死体腎移植術
7 4 6	生体腎移植術
7 4 7	焦点式高エネルギー超音波療法
7 4 9	外来放射線治療加算
7 5 0	テレパソロジーによる術中迅速病理組織標本作製
7 6 2	重度アルコール依存症入院医療管理加算
7 6 3	摂食障害入院医療管理加算
7 6 4	栄養サポートチーム加算
7 7 5	呼吸ケアチーム加算
7 7 7	救命救急入院料 1
7 7 8	救命救急入院料 2
7 7 9	救命救急入院料 3

施設基準コード	施設基準
7 8 0	救命救急入院料4
7 8 1	救命救急入院料(充実段階A加算)
7 8 2	救命救急入院料 (充実段階B加算)
7 8 3	救命救急入院料 (高度医療体制加算)
7 8 4	救命救急入院料 (小児加算)
7 8 7	特定集中治療室管理料(小児加算)
7 9 0	新生児治療回復室入院医療管理料
7 9 1	小児入院医療管理料 1
7 9 2	小児入院医療管理料 2
7 9 3	小児入院医療管理料 3
7 9 4	小児入院医療管理料4
7 9 5	小児入院医療管理料 5
7 9 8	休日リハビリテーション提供体制加算
7 9 9	リハビリテーション充実加算
8 0 3	がん性疼痛緩和指導管理料
	地域連携夜間・休日診療料がん治療連携計画策定料
8 1 0	がん治療連携指導料
8 1 3	肝炎インターフェロン治療計画料
8 1 5	在宅血液透析指導管理料
8 1 6	HPV核酸検出
8 1 7	検体検査管理加算(1)
8 1 8	検体検査管理加算(2)
8 1 9	検体検査管理加算(3)
8 2 0	検体検査管理加算(4)
8 2 2	胎児心エコー法
8 2 4	内服・点滴誘発試験
8 2 6	外傷全身CT加算
8 2 7	抗悪性腫瘍剤処方管理加算
8 2 8	運動器リハビリテーション料(I)
8 2 9	運動器リハビリテーション料(Ⅱ)
8 3 0	運動器リハビリテーション料(Ⅲ)
8 3 1	がん患者リハビリテーション料
8 3 3	悪性黒色腫センチネルリンパ節加算
8 3 4	治療的角膜切除術(エキシマレーザーによるもの)
8 3 9	腹腔鏡下肝切除術(部分切除及び外側区域切除)
8 4 0	膀胱水圧拡張術
8 4 1	麻酔管理料 1
8 4 2	麻酔管理料 2
8 4 3	画像誘導放射線治療(IGRT) テレパソロジーによる術中迅速細胞診
8 4 9	リハビリテーション総合計画評価料
8 5 2	CT撮影(16列以上64列未満マルチスライス型機器)
8 5 3	CT撮影(10列以上04列末個マルケスライス型機器)
8 5 8	有床診療所一般病床初期加算
8 5 9	救急・在宅等支援療養病床初期加算
	小心 L UTAMMATI/N M/M##

施設基準コード	施設基準
3 0 0 1	時間外対応加算1
3 0 0 2	時間外対応加算3
3 0 0 6	看取り加算(有床診療所入院基本料・有床診療所療養病床入院基本料)
3 0 1 2	25対1急性期看護補助体制加算(看護補助者5割未満)
3 0 1 3	夜間50対1急性期看護補助体制加算
3 0 1 4	夜間100対1急性期看護補助体制加算
3 0 1 6	療養病棟療養環境改善加算1
3 0 1 7	療養病棟療養環境改善加算2
3 0 1 8	診療所療養病床療養環境改善加算
3 0 1 9	無菌治療室管理加算 1
3 0 2 0	無菌治療室管理加算 2
3 0 2 1	緩和ケア診療加算(特定地域)
3 0 2 2	有床診療所緩和ケア診療加算
3 0 2 3	精神科リエゾンチーム加算
3 0 2 4	栄養サポートチーム加算(特定地域)
3 0 2 5	感染防止対策加算 1
3 0 2 6	感染防止対策加算 2
3 0 2 7	感染防止対策地域連携加算
3 0 2 8	患者サポート体制充実加算
3 0 2 9	退院支援加算 2
3 0 3 0	精神科救急搬送患者地域連携紹介加算
3 0 3 1	精神科救急搬送患者地域連携受入加算
3 0 3 3	病棟薬剤業務実施加算1
3 0 3 6	小児特定集中治療室管理料
3 0 3 9	児童・思春期精神科入院医療管理料
3 0 4 1	認知症夜間対応加算(認知症治療病棟入院料)
3 0 4 2	特定一般病棟入院料1
3 0 4 3	特定一般病棟入院料 2
3 0 4 4	一般病棟看護必要度評価加算(特定一般病棟入院料)
3 0 4 7	外来緩和ケア管理料
3 0 4 9	糖尿病透析予防指導管理料
3 0 5 0	院内トリアージ実施料
3 0 5 3	外来放射線照射診療料
3 0 5 5	在宅療養支援診療所(1)
3 0 5 6	在宅療養支援診療所(2)
3 0 5 7	在宅療養支援病院(1)
3 0 5 8	在宅療養支援病院(2)
3 0 5 9	在宅患者訪問看護・指導料、同一建物居住者訪問看護・指導料(緩和、褥瘡ケ ア専門看護師による場合)
3 0 6 0	時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
3 0 6 1	ヘッドアップティルト試験
3 0 6 2	ロービジョン検査判断料
3 0 6 3	CT透視下気管支鏡検査加算
3 0 6 4	CT撮影(64列以上マルチスライス型機器)
3066	MRI撮影(3テスラ以上の機器)
3 0 6 7	初期加算(リハビリテーション料)

施設基準コード	施設基準
3 0 6 9	抗精神病特定薬剤治療指導管理料(治療抵抗性統合失調症治療指導管理料)
3 0 7 0	重度認知症患者デイ・ケア料(夜間ケア加算)
3 0 7 1	透析液水質確保加算 2
3 0 7 2	腫瘍脊椎骨全摘術
3 0 7 3	網膜付着組織を含む硝子体切除術 (眼内内視鏡を用いるもの)
3 0 7 4	腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術
3 0 7 5	早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
3 0 7 6	腎腫瘍凝固・焼灼術 (冷凍凝固によるもの)
3 0 7 7	腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術
3 0 7 8	人工尿道括約筋植込・置換術
3 0 7 9	内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術
3 0 8 0	輸血適正使用加算
3 0 8 1	自己生体組織接着剤作成術
3 0 8 2	人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
3 0 8 3	腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)
3 0 8 5	体外照射呼吸性移動対策加算
3086	定位放射線治療呼吸性移動対策加算(動体追尾法)
3 0 8 7	病理診断管理加算 1
3 0 8 8	病理診断管理加算 2
3 0 9 4	療養病棟入院基本料 1 (特定一般病棟入院患者)
3 1 5 4	植込型補助人工心臓(非拍動流型)
3 1 5 5	時間外対応加算 2
3 1 5 6	50対1急性期看護補助体制加算
3 1 5 7	75対1急性期看護補助体制加算 診療所療養病床療養環境加算
3 1 6 2	砂原川原食州州原食県児川県 回復期リハビリテーション病棟入院料 2
3 1 6 3	回復期リハビリテーション病棟入院料3
3 1 6 5	退院調整加算(精神療養病棟入院料)
3 1 6 6	退院調整加算(認知症治療病棟入院料)
3 1 6 8	在宅療養支援診療所(3)
3 1 6 9	在宅療養支援病院(3)
3 1 7 0	脳磁図
3 1 7 1	MRI撮影(1.5テスラ以上3テスラ未満の機器)
3 1 7 3	透析液水質確保加算 1
3 1 7 4	経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)
3 1 7 6	定位放射線治療呼吸性移動対策加算(その他)
3 1 7 7	保険医療機関間の連携による病理診断
3 1 8 5	重症者加算1 (精神療養病棟入院料)
3 1 9 1	磁気ナビゲーション加算
3 1 9 2	体外衝撃波膵石破砕術
3 1 9 3	経カテーテル大動脈弁置換術
3 1 9 5	地域包括診療加算
3 1 9 6	一般病棟7対1入院基本料
3 1 9 8	一般病棟10対1入院基本料
3 1 9 9	一般病棟13対1入院基本料
3 2 0 0	一般病棟15対1入院基本料

施設基準コード	施設基準
3 2 0 1	一般病棟7対1入院基本料(月平均夜勤時間超過減算)
3 2 0 3	一般病棟入院基本料10対1(月平均夜勤時間超過減算)
3 2 0 4	一般病棟入院基本料13対1(月平均夜勤時間超過減算)
3 2 0 5	一般病棟入院基本料15対1(月平均夜勤時間超過減算)
3 2 0 6	看護必要度加算2 (一般病棟・特定機能病院・専門病院入院基本料)
3 2 0 7	看護必要度加算3(一般病棟・特定機能病院・専門病院入院基本料)
3 2 0 8	ADL維持向上等体制加算(一般病棟・特定機能病院・専門病院入院基本料)
3 2 0 9	療養病棟入院基本料 2 (月平均夜勤時間超過減算)
3 2 1 0	在宅復帰機能強化加算(療養病棟入院基本料)
3 2 1 1	結核病棟7対1入院基本料
3 2 1 3	結核病棟10対1入院基本料
3 2 1 4	結核病棟13対1入院基本料
3 2 1 5	結核病棟15対1入院基本料
3 2 1 6	結核病棟18対1入院基本料
3 2 1 7	結核病棟20対1入院基本料
3 2 1 8	結核病棟7対1入院基本料(月平均夜勤時間超過減算)
3 2 2 0	結核病棟10対1入院基本料(月平均夜勤時間超過減算)
3 2 2 1	結核病棟13対1入院基本料(月平均夜勤時間超過減算)
3 2 2 2	結核病棟15対1入院基本料(月平均夜勤時間超過減算)
3 2 2 3	結核病棟18対1入院基本料(月平均夜勤時間超過減算)
3 2 2 4	結核病棟20対1入院基本料(月平均夜勤時間超過減算)
3 2 2 5	精神病棟10対1入院基本料
3 2 2 6	精神病棟13対1入院基本料
3 2 2 7	精神病棟15対1入院基本料
3 2 2 8	精神病棟18対1入院基本料
3 2 3 0	精神病棟20対1入院基本料 精神病棟10対1入院基本料(月平均夜勤時間超過減算)
3 2 3 1	精神病棟13対1入院基本科(月平均夜勤時間超過減算)
3 2 3 2	精神病棟15対1入院基本料(月平均夜勤時間超過減算)
3 2 3 3	精神病棟18対1入院基本料(月平均夜勤時間超過減算)
3 2 3 4	精神病棟20対1入院基本料(月平均夜勤時間超過減算)
3 2 3 5	精神保健福祉士配置加算(精神病棟入院基本料)
3 2 3 6	特定機能病院一般病棟7対1入院基本料
3 2 3 8	特定機能病院一般病棟10対1入院基本料
3 2 3 9	特定機能病院結核病棟7対1入院基本料
3 2 4 0	特定機能病院結核病棟10対1入院基本料
3 2 4 1	特定機能病院結核病棟13対1入院基本料
3 2 4 2	特定機能病院結核病棟15対1入院基本料
3 2 4 3	特定機能病院精神病棟7対1入院基本料
3 2 4 4	特定機能病院精神病棟10対1入院基本料
3 2 4 5	特定機能病院精神病棟13対1入院基本料
3 2 4 6	特定機能病院精神病棟15対1入院基本料
3 2 4 7	専門病院7対1入院基本料
3 2 4 9	専門病院10対1入院基本料
3 2 5 0	専門病院13対1入院基本料
3 2 5 1	障害者施設等7対1入院基本料

施設基準コード	施設基準
3 2 5 2	障害者施設等10対1入院基本料
3 2 5 3	障害者施設等13対1入院基本料
3 2 5 4	障害者施設等15対1入院基本料
3 2 5 5	障害者施設等7対1入院基本料(月平均夜勤時間超過減算)
3 2 5 6	障害者施設等10対1入院基本料(月平均夜勤時間超過減算)
3 2 5 7	障害者施設等13対1入院基本料(月平均夜勤時間超過減算)
3 2 5 8	障害者施設等15対1入院基本料(月平均夜勤時間超過減算)
3 2 5 9	有床診療所入院基本料1
3 2 6 0	有床診療所入院基本料 2
3 2 6 1	有床診療所入院基本料3
3 2 6 2	有床診療所入院基本料4
3 2 6 3	有床診療所入院基本料 5
3 2 6 4	有床診療所入院基本料 6
3 2 6 5	看護補助配置加算 1
3 2 6 6	看護補助配置加算 2
3 2 6 7	栄養管理実施加算
3 2 6 8	総合入院体制加算 1
3 2 6 9	総合入院体制加算 3
3 2 7 0	診療録管理体制加算 1
3 2 7 1	診療録管理体制加算 2
3 2 7 2	医師事務作業補助体制加算1 (15対1)
3 2 7 3	医師事務作業補助体制加算1 (20対1)
3 2 7 4	医師事務作業補助体制加算1 (25対1)
3 2 7 5	医師事務作業補助体制加算1 (30対1)
3 2 7 6	医師事務作業補助体制加算1 (40対1)
3 2 7 7	医師事務作業補助体制加算1(50対1)
3 2 7 8	医師事務作業補助体制加算1 (75対1)
3 2 7 9	医師事務作業補助体制加算1 (100対1)
3 2 8 0	医師事務作業補助体制加算2(15対1)
3 2 8 1	医師事務作業補助体制加算2(20対1) 医師事務作業補助体制加算2(25対1)
3 2 8 2	医師事務作業補助体制加算2(25対1) 医師事務作業補助体制加算2(30対1)
3 2 8 4	医師事務作業補助体制加算2(30対1)
3 2 8 5	医師事務作業補助体制加算2(50対1)
3 2 8 6	医師事務作業補助体制加算2(75対1)
3 2 8 7	医師事務作業補助体制加算2(100対1)
3 2 8 8	25対1急性期看護補助体制加算(看護補助者5割以上)
3 2 8 9	夜間30対1急性期看護補助体制加算
3 2 9 0	看護職員夜間12対1配置加算2
3 2 9 1	医療安全対策加算 1
3 2 9 2	医療安全対策加算 2
3 2 9 3	褥瘡ハイリスク患者ケア加算 (特定地域)
3 2 9 4	退院支援加算(特定地域)
3 2 9 6	データ提出加算1(200床以上)
3 2 9 7	データ提出加算2(200床以上)
3 2 9 8	データ提出加算1(200床未満)
<u> </u>	

施設基準コード	施設基準
3 2 9 9	データ提出加算2(200床未満)
3 3 0 0	特定集中治療室管理料1
3 3 0 1	特定集中治療室管理料2
3 3 0 2	特定集中治療室管理料3
3 3 0 3	特定集中治療室管理料4
3 3 0 4	ハイケアユニット入院医療管理料1
3 3 0 5	ハイケアユニット入院医療管理料2
3 3 0 6	新生児特定集中治療室管理料1
3 3 0 7	新生児特定集中治療室管理料2
3 3 0 9	総合周産期特定集中治療室管理料2
3 3 1 0	回復期リハビリテーション病棟入院料 1
3 3 1 1	体制強化加算1 (回復期リハビリテーション病棟入院料1)
3 3 1 2	地域包括ケア病棟入院料1
3 3 1 3	地域包括ケア入院医療管理料1
3 3 1 4	地域包括ケア病棟入院料2
3 3 1 5	地域包括ケア入院医療管理料 2
3 3 1 6	地域包括ケア病棟入院料1 (特定地域)
3 3 1 7	地域包括ケア入院医療管理料1 (特定地域)
3 3 1 8	地域包括ケア病棟入院料2(特定地域)
3 3 1 9	地域包括ケア入院医療管理料2(特定地域)
3 3 2 0	看護職員配置加算(地域包括ケア病棟入院料)
3 3 2 1	看護補助者配置加算(地域包括ケア病棟入院料)
3 3 2 2	精神科救急入院料 1
3 3 2 3	精神科救急入院料 2
3 3 2 4	精神科急性期医師配置加算
3 3 2 5	精神保健福祉士配置加算(精神療養病棟入院料)
3 3 2 6	地域包括ケア入院医療管理1 (特定一般病棟入院料)
3 3 2 7	地域包括ケア入院医療管理2 (特定一般病棟入院料)
3 3 3 2	がん患者指導管理料1
3 3 3 3	がん患者指導管理料 2
3 3 3 4	がん患者指導管理料3
3 3 3 5	外来緩和ケア管理料(特定地域)
3 3 3 6	移植後患者指導管理料(臓器移植後)
3 3 3 7	移植後患者指導管理料(造血幹細胞移植後)
3 3 3 8	糖尿病透析予防指導管理料(特定地域)
3 3 3 9	地域包括診療料
3 3 4 0	在宅療養実績加算 1 (診療所)
3 3 4 1	在宅療養実績加算 1 (病院)
3 3 4 2	在宅療養後方支援病院
3 3 4 3	在宅患者訪問褥瘡管理指導料
3 3 4 5	HPV核酸検出(簡易ジェノタイブ測定)
3 3 4 6	光トポグラフィー(抑うつ症状の鑑別診断の補助に使用するもの)
3 3 4 9	ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影
3 3 5 0	乳房用コンピューター断層複合撮影
3 3 5 1	脳血管疾患等リハビリテーション料 (I) (注5に規定する施設基準) 脳血管疾患等リハビリテーション料 (Ⅱ) (注5に規定する施設基準)
335Z	脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)(注5に規定する施設基準)

施設基準コード	施設基準
3 3 5 3	脳血管疾患等リハビリテーション料 (Ⅲ) (注5に規定する施設基準)
3 3 5 4	運動器リハビリテーション料 (I) (注5に規定する施設基準)
3 3 5 5	運動器リハビリテーション料 (Ⅱ) (注5に規定する施設基準)
3 3 5 6	運動器リハビリテーション料(Ⅲ) (注5に規定する施設基準)
3 3 5 7	経口摂取回復促進加算1
3 3 5 8	認知症患者リハビリテーション料
3 3 5 9	認知療法・認知行動療法1
3 3 6 0	認知療法・認知行動療法 2
3 3 6 1	精神科重症患者早期集中支援管理料
3 3 6 2	医科点数表第2章第9部処置の通則の5に掲げる処置の休日加算1
3 3 6 3	医科点数表第2章第9部処置の通則の5に掲げる処置の時間外加算1
3 3 6 4	医科点数表第2章第9部処置の通則の5に掲げる処置の深夜加算1
3 3 6 5	磁気による膀胱等刺激法
3 3 6 6	組織拡張器による再建手術(乳房(再建手術)の場合に限る。)
3 3 6 7	骨移植術(軟骨移植術を含む。) (自家培養軟骨移植術に限る。)
3 3 6 8	脳腫瘍覚醒下マッピング加算
3 3 6 9	原発性悪性脳腫瘍光線力学療法加算
3 3 7 0	仙骨神経刺激装置植込術及び仙骨神経刺激装置交換術
3 3 7 1	羊膜移植術
3 3 7 2	緑内障手術(緑内障治療用インプラント挿入術(プレートのあるもの))
3 3 7 3	網膜再建術
3 3 7 4	植込型骨導補聴器移植術
3 3 7 5	植込型骨導補聴器交換術
3 3 7 6	内視鏡下鼻・副鼻腔手術 5 型(拡大副鼻腔手術)
3 3 7 7	ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術(乳房切除後)
3 3 8 2	胸腔鏡下動脈管開存閉鎖術
3 3 8 3	内視鏡下下肢静脈瘤不全穿通枝切離術
3 3 8 8	腹腔鏡下胃縮小術(スリーブ状切除によるもの)
3 3 9 4	腹腔鏡下小切開膀胱悪性腫瘍手術
3 3 9 5	腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮体がんに限る。)
3 3 9 6	胎児胸腔・羊水腔シャント術
3 3 9 7	医科点数表第2章第10部手術の通則の12に掲げる手術の休日加算1
3 3 9 8	医科点数表第2章第10部手術の通則の12に掲げる手術の時間外加算1
3 3 9 9	医科点数表第2章第10部手術の通則の12に掲げる手術の深夜加算1
3 4 0 0	<u></u> 貯血式自己血輸血管理体制加算
3 4 0 1	1回線量増加加算
3 4 0 2	一般病棟入院基本料(特別入院基本料)
3 4 0 3	一般病棟看護必要度評価加算
3 4 0 4	療養病棟入院基本料1(一般病棟入院患者)
3 4 0 5	療養病棟入院基本料 1
3 4 0 6	療養病棟入院基本料 2
3 4 0 7	療養病棟入院基本料(特別入院基本料)
3 4 0 8	結核病棟入院基本料(特別入院基本料)
3 4 0 9	精神病棟入院基本料 (特別入院基本料)
3 4 1 0	有床診療所入院基本料(夜間緊急体制確保加算)
3 4 1 1	有床診療所入院基本料(医師配置1)

施設基準コード	施設基準
3 4 1 2	有床診療所入院基本料(医師配置2)
3 4 1 3	有床診療所入院基本料(看護配置加算1)
3 4 1 4	有床診療所入院基本料(看護配置加算2)
3 4 1 5	有床診療所入院基本料(夜間看護配置加算1)
3 4 1 6	有床診療所入院基本料(夜間看護配置加算2)
3 4 1 7	有床診療所療養病床入院基本料
3 4 1 8	有床診療所療養病床入院基本料 (特別入院基本料)
3 4 1 9	ポジトロン断層撮影
3 4 2 0	ポジトロン断層撮影 (施設共同利用率30%以上又は計算除外対象保険医療機 関)
3 4 2 1	ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影
3 4 2 2	一般病棟看護必要度評価加算(専門病院)
3 4 2 3	医科点数表第1章第2部入院料等の通則8及び歯科点数表第1章第2部入院料 等通則7
3 4 2 4	医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術
3 4 2 5	胃瘻造設時嚥下機能評価加算
3 4 2 6	光トポグラフィー(抑うつ症状の鑑別診断の補助に使用するもの(イ以外の場合))
3 4 2 7	小児補助人工心臓
3 4 2 8	一般病棟7対1入院基本料(夜勤時間特別入院基本料)
3 4 2 9	一般病棟10対1入院基本料(夜勤時間特別入院基本料)
3 4 3 0	一般病棟13対1入院基本料(夜勤時間特別入院基本料)
3 4 3 1	一般病棟15対1入院基本料(夜勤時間特別入院基本料)
3 4 3 2	看護必要度加算 1 (一般病棟・特定機能病院・専門病院入院基本料)
3 4 3 3	療養病棟入院基本料 2 (夜勤時間特別入院基本料)
3 4 3 4	結核病棟7対1入院基本料(夜勤時間特別入院基本料)
3 4 3 5	結核病棟10対1入院基本料(夜勤時間特別入院基本料)
3 4 3 6	結核病棟13対1入院基本料(夜勤時間特別入院基本料)
3 4 3 7	結核病棟15対1入院基本料(夜勤時間特別入院基本料)
3 4 3 8	結核病棟18対1入院基本料(夜勤時間特別入院基本料)
3 4 3 9	結核病棟20対1入院基本料(夜勤時間特別入院基本料)
3 4 4 0	精神病棟10対1入院基本料(夜勤時間特別入院基本料)
3 4 4 1	精神病棟13対1入院基本料(夜勤時間特別入院基本料)
3 4 4 2	精神病棟15対1入院基本料(夜勤時間特別入院基本料)
3 4 4 3	精神病棟18対1入院基本料(夜勤時間特別入院基本料)
3 4 4 4	精神病棟20対1入院基本料(夜勤時間特別入院基本料)
3 4 4 5	有床診療所入院基本料在宅復帰機能強化加算
3 4 4 6	有床診療所療養病床入院基本料在宅復帰機能強化加算
3 4 4 7	総合入院体制加算 2
3 4 4 8	夜間看護体制加算
3 4 4 9	看護職員夜間12対1配置加算1
3 4 5 0	看護職員夜間16対1配置加算
3 4 5 1	後発医薬品使用体制加算 1
3 4 5 2	後発医薬品使用体制加算 2
3 4 5 3	後発医薬品使用体制加算 3
3 4 5 4	病棟薬剤業務実施加算 2
3 4 5 5	退院支援加算 1

施設基準コード	施設基準
3 4 5 6	退院支援加算3
3 4 5 8	地域連携診療計画加算(退院支援加算)
3 4 5 9	認知症ケア加算1
3 4 6 0	認知症ケア加算 2
3 4 6 1	精神疾患診療体制加算
3 4 6 2	重症児受入体制加算
3 4 6 3	体制強化加算2 (回復期リハビリテーション病棟入院料1)
3 4 6 4	地域移行機能強化病棟入院料
3 4 6 5	重症者加算1 (地域移行機能強化病棟入院料)
3 4 6 6	腎不全期患者指導加算
3 4 6 7	小児かかりつけ診療料
3 4 6 8	在宅緩和ケア充実診療所・病院加算(診療所)
3 4 6 9	在宅療養実績加算2(診療所)
3 4 7 0	排尿自立指導料
3 4 7 1	地域連携診療計画加算(診療情報提供料(Ⅰ))
3 4 7 2	検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
3 4 7 3	在宅緩和ケア充実診療所・病院加算(病院)
3 4 7 4	在宅療養実績加算 2 (病院)
3 4 7 5	在宅植込型補助人工心臟(非拍動流型)指導管理料
3 4 7 6	持続血糖測定器加算及び皮下連続式グルコース測定
3 4 7 7	遺伝学的検査
3 4 7 8	国際標準検査管理加算
3 4 7 9	長期脳波ビデオ同時記録検査1
3 4 8 0	脳波検査判断料 1
3 4 8 1	遠隔脳波診断
3 4 8 2	コンタクトレンズ検査料 2
3 4 8 3	コンタクトレンズ検査料3
3 4 8 4	CT撮影(施設共同利用率10%以上)
3 4 8 5	MRI撮影(施設共同利用率10%以上)
3 4 8 6	乳房MRI撮影加算
3 4 8 7	外来後発医薬品使用体制加算 1
3 4 8 8	外来後発医薬品使用体制加算 2
3 4 8 9	経口摂取回復促進加算2
3 4 9 0	リンパ浮腫複合的治療料
3 4 9 1	児童思春期精神科専門管理加算
3 4 9 2	救急患者精神科継続支援料
3 4 9 3	認知療法・認知行動療法3
3 4 9 4	依存症集団療法
3 4 9 5	硬膜外自家血注入
3 4 9 6	下肢末梢動脈疾患指導管理加算
3 4 9 7	歩行運動処置 (ロボットスーツによるもの)
3 4 9 8	骨移植術(軟骨移植術を含む。) (同種骨移植(非生体) (同種骨移植(特殊なものに限る。)))
3 4 9 9	内視鏡下甲状腺部分切除、腺腫摘出術、内視鏡下バセドウ甲状腺全摘 (亜全 摘) 術(両葉)、内視鏡下副甲状腺(上皮小体) 腺腫過形成手術
3 5 0 0	乳がんセンチネルリンパ節加算1及びセンチネルリンパ節生検(併用)

3501 乳がんセンチネルリンバ節加算2及びセンチネルリンバ節集(単類) 3502 乳膜悪性腫瘍手術(乳頭角髄(在乳房切除術 (酸露乳清を作わないもの)及び乳頭乳輪組信乳房切除術 (酸露乳清を作うもの)) 3503 肺悪性腫瘍手術(壁側・腺側胸膜全切除(横隔膜、心膜合併切除を作うもの) に限る。) 3504 内視鏡下筋層切開術 3505 骨格筋由来網胞シート心表面移植術 履腔鏡下小切開骨盤内ソい筒部乳清術、腹腔鏡下小切開後腹膜男と性腫瘍手術、腹腔鏡下小切開骨酸原域 (東上陸衛子小切開間所情術) 腹腔鏡下小切開後腹膜悪性腫瘍手術、腹腔鏡下小切開間間所情化療 (東陸衛子小切開間所情) 内野衛山 (東陸衛子小切開間所情) 内野衛山 (東陸衛子小切開間所情) 内野衛山 (東陸衛子小切開間所情) 内野衛山 (東陸衛子小切開門 (東門衛山 (東上)) を伴うものに限 高手術、腹腔鏡下所切開所管 (展門衛子) 中間管 (展門衛子) 中間管 (展門衛生) 中間管 (展門衛生) 中間管 (展門衛祖衛和衛 (展) 中間 (展別 (東) 中間 (東) (東) 中間 (東) (東) 中間 (東) (東) 中間 (東) 中間 (東) (東) 中間 (東) 中間 (東) 中間 (東) (東) 中間 (東) (東) 中間 (東) (施設基準コード	施設基準
3502 乳頭乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴うもの)) 3503 肺恋性腫瘍手術(壁側・臓側胸膜全切除(横隔膜、心膜合併切除を伴うもの)に限る。) 3504 内視鏡下筋層切開術 3505 情格筋由束細胞シート心表面移植術 腹腔鏡下小切開後腹膜下小切開後腹膜切上が筋群等 清術、腹腔鏡下小切開側腎備出術、腹腔鏡下小切開後腹膜吸生腫瘍手術、腹腔鏡下小切開間腎循出術、腹腔鏡下小切開育脈で) 場下循、腹腔鏡下小切開房腎備出術、腹腔鏡下小切開育部分切除。腹腔鏡下上植瘍手術、腹腔鏡下小切開間所腎循出術及び腹腔鏡下小切開前立限悪性腫瘍手術、腹腔鏡下小切開育保管)悪性腫瘍手術、腹腔鏡下小切開育保管)悪性腫瘍手術、腹腔鏡下小切開育中、原生性腫瘍手術、腹腔鏡下小切開育取場性腫瘍手術。 1507 1508 1509	3 5 0 1	乳がんセンチネルリンパ節加算2及びセンチネルリンパ節生検(単独)
1	3 5 0 2	
3505 骨格筋由来細胞シート心表面移植術 腹腔鏡下小切開骨盤内リンバ節群乳清術、腹腔鏡下小切開後腹膜些性腫瘍 清術、腹腔鏡下小切開影性腹膜瘍 清析、腹腔鏡下小切開影性腫瘍 清析、腹腔鏡下小切開影性腫瘍 病、腹腔鏡下小切開影性腫瘍 病、腹腔鏡下小切開所 保管 原幹鏡下小切開所 保度 保度 保度 保度 保度 保度 保度 保	3 5 0 3	
腹腔鏡下小切開骨盤内リンパ節群郭清術、腹腔鏡下小切開後腹膜悪性腫瘍 清術、腹腔鏡下小切開後腹膜腫瘍摘出術、腹腔鏡下小切開後腹膜悪性腫瘍 術、腹腔鏡下小切開解腎施出術、腹腔鏡下小切開腎 (尿管)悪性腫瘍 瘍手術、腹腔鏡下小切開解腎腫瘍摘出術、腹腔鏡下小切開育 (尿管)悪性腫瘍 事術、腹腔鏡下小切開解腎腫瘍描出術、腹腔鏡下小切開育 (尿管)悪性腫瘍 多る。) 3508 腹腔鏡下軽頭十二指腸切除術 3509 腹腔鏡下臀頭十二指腸切除術 3510 腹腔鏡下側骨腔固定術 3511 凍結保存同種組織加算 3512 粒子線治療適応判定加算 3512 粒子線治療適応判定加算 3513 粒子線治療適応判定加算 3515 腐養病棟入院基本料2(注11に係る届出) 腹腔鏡下門除術 (亜区域切除、1区域切除(外側区域切除を除く。)、2区域切除及び3区域切除以上のもの) 3516 療養病棟入院基本料(患者の要件により算定するもの)(名寄セコード) 8001 般病棟特別入院基本料(患者の要件により算定するもの)(名寄セコード) 8002 結核病棟特別入院基本料(患者の要件により算定するもの)(名寄セコード) 8003 結核病棟特別入院基本料(特別入院基本料等以外)(名寄セコード) 8006 障害者施設等入院基本料(特別入院基本科等なり、(名寄セコード) 8007 環動標外別於基本料(特別入院基本科等なり、(名寄セコード) 8008 精神病棟入院基本料(特別入院基本科等なり、(名寄セコード) 8008 精神病棟入院基本料(特別入院基本科等なり、(名寄セコード) 第008 類類別別以上本料(特別入院基本科等なり、(名寄セコード) 第008 類類別別別類本料(特別入院基本科等の別別的、(名寄セコード) 第008 類類別別別類本料(特別入院基本科等の別別的、(名寄セコード) 第108	3 5 0 4	内視鏡下筋層切開術
清術、腹腔鏡下小切開後腹膜腫瘍摘出術、腹腔鏡下小切開後腹膜悪手術、腹腔鏡下小切開網質調出術、腹腔鏡下小切開開質部分切除術、腹腔鏡下小切開所質調度類出術、腹腔鏡下小切開育以下的開育。保育、腹腔鏡下小切開育。保育、腹腔鏡下小切開育。保育、腹腔鏡下小切開所質。原育。大學的學院,不知明的一致學學的學院,不知明的一致學學的學院,不知明的一致學學的學院,不知明的一致學學的學院,不知明的學學學學的學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學	3 5 0 5	
3507 3508 腹腔鏡下膵頭十二指腸切除術 100 腹腔鏡下膵頭十二指腸切除術 100 腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術 (内視鏡手術用支援機器を用いるもの) 3510 腹腔鏡下仙骨膣固定術 23512 粒子線沿療魔 23513 粒子線沿療適応判定加算 23514 粒子線沿療區学管理加算 23515 画像誘導密封小線源治療加算 23516 療養病棟入院基本料2 (注11に係る届出) 腹腔鏡下肝切除術 (亜区域切除、1区域切除(外側区域切除を除く。)、2区域切除及び3区域切除以上のもの) 3518 人工中耳植込術 2518 人工中耳植込術 2519 251	3 5 0 6	清術、腹腔鏡下小切開後腹膜腫瘍摘出術、腹腔鏡下小切開後腹膜悪性腫瘍手術、腹腔鏡下小切開副腎摘出術、腹腔鏡下小切開腎部分切除術、腹腔鏡下小切開腎摘出術、腹腔鏡下小切開尿管腫瘍摘出術、腹腔鏡下小切開腎(尿管)悪性腫瘍手術、腹腔鏡下小切開膀胱腫瘍摘出術及び腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手
3509 腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの) 3510 腹腔鏡下仙骨膣固定術 3511 凍結保存同種組織加算 3512 粒子線治療 3513 粒子線治療医学管理加算 3515 画像誘導密封小線源治療加算 3516 療養病棟入院基本料2 (注11に係る届出) 最腔鏡下肝切除術(理区域切除、1区域切除(外側区域切除を除く。)、2区域切除及び3区域切除以上のもの) 3518 人工中耳植込術 3520 ニコチン依存症管理科(治療の平均継続回数2回以上) 8001 一般病棟特別入院基本料(患者の要件により算定するもの)(名寄せコード) 8002 結核病棟特別入院基本料(患者の要件により算定するもの)(名寄せコード) 8003 結核病棟人院基本料(特別入院基本科等)以外(名寄せコード) 8006 障害者施設等入院基本料(特別入院基本科等)以外(名寄せコード) 8008 脳血管疾患等リハビリテーション料(2)又は(3)(注5に規定する施設基準)(名寄せコード) 第009 運動器リハビリテーション料(1)、(2)又は(3)(注5に規定する施設基準)(名寄せコード) 第010 療養病棟入院基本料1入院基本料1、患者の要件により算定するもの)(名寄せコード) 第011 精神病棟入院基本料1入院基本料(患者の要件により算定するもの)(名寄せコード) 第012 療養病棟入院基本料1入院基本料1、患者の要件により算定するもの)(名寄せコード) 第013 精神病棟入院基本料2入院基本料1、患者の要件により算定するもの)(名寄せコード)	3 5 0 7	
3510 腹腔鏡下仙骨膣固定術 3511 凍結保存同種組織加算 3512 粒子線治療 3513 粒子線治療適応判定加算 3514 粒子線治療医学管理加算 3515 画像誘導密封小線源治療加算 3516 療養病棟入院基本料2 (注11に係る届出) B腔鏡下肝切除術(亜区域切除、1区域切除(外側区域切除を除く。)、2区域切除及び3区域切除及上のもの) 3518 人工中耳植込術 3520 ニコチン依存症管理料(治療の平均継続回数2回以上) - 般病棟特別入院基本料(患者の要件により算定するもの)(名寄せコード) 8002 結核病棟外別入院基本料(患者の要件により算定するもの)(名寄せコード) 8003 結核病棟入院基本料(特別入院基本料等)以(名寄せコード) 8005 精神病棟入院基本料(特別入院基本科等)以(名寄せコード) 8006 障害者施設等入院基本料(特別入院基本科等)か(名寄せコード) 8008 脚血管疾患等リハビリテーション料(2)又は(3)(注5に規定する施設基準)(名寄せコード) 8009 基準)(名寄せコード) 8010 療養病棟入院基本料1入院基本料1(患者の要件により算定するもの)(名寄せコード) 8010 精神病棟入院基本料1入院基本料1(患者の要件により算定するもの)(名寄せコード) 第010 療養病棟入院基本料1入院基本料1(患者の要件により算定するもの)(名寄せコード) 8011 精神病棟15対1入院基本料(患者の要件により算定するもの)(名寄せコード)		
3511 凍結保存同種組織加算 3512 粒子線治療 3513 粒子線治療適応判定加算 3514 粒子線治療医学管理加算 3515 画像誘導密封小線源治療加算 3516 療養病棟入院基本料2 (注11に係る届出) 3517 腹腔鏡下肝切除術(亜区域切除、1区域切除(外側区域切除を除く。)、2区域切除及び3区域切除以上のもの) 3518 人工中耳植込術 3520 ニコチン依存症管理料(治療の平均継続回数2回以上) 8001 一般病棟特別入院基本料(患者の要件により算定するもの)(名寄せコード) 8002 結核病棟特別入院基本料(患者の要件により算定するもの)(名寄せコード) 8003 結核病棟入院基本料(特別入院基本料等以外)(名寄せコード) 8006 障害者施設等入院基本料(特別入院基本料等含む)(名寄せコード) 8008 脳血管疾患等リハビリテーション料(2)又は(3)(注5に規定する施設基準)(名寄せコード) 8009 運動器リハビリテーション料(1)、(2)又は(3)(注5に規定する施設基準)(名寄せコード) 8010 療養病棟入院基本料1入院基本料1(患者の要件により算定するもの)(名寄せコード) 8011 精神病棟15対1入院基本料(患者の要件により算定するもの)(名寄せコード) 8012 療養病棟入院基本料2入院基本料1(患者の要件により算定するもの)(名寄せコード) 8013 精神病棟入院基本料2入院基本料1(患者の要件により算定するもの)(名寄せコード) 8013 精神病棟入院基本料(特別入院基本料等)(名寄せコード)		
3512 粒子線治療 3513 粒子線治療適応判定加算 3514 粒子線治療医学管理加算 3515 画像誘導密封小線源治療加算 3516 療養病棟入院基本料2 (注11に係る届出) 3517 腹腔鏡下肝切除術(亜区域切除、1区域切除(外側区域切除を除く。)、2区域切除及び3区域切除以上のもの) 3518 人工中耳植込術 3520 ニコチン依存症管理料(治療の平均継続回数2回以上) 8001 一般病棟特別入院基本料(患者の要件により算定するもの)(名寄せコード)8002 結核病棟大院基本料(制入院基本料等)以外)(名寄せコード)8003 結核病棟入院基本料(特別入院基本料等以外)(名寄せコード)8005 精神病棟入院基本料(特別入院基本料等)以外(名寄せコード)8006 障害者施設等入院基本料(特別入院基本料等合む)(名寄せコード)8008 脳血管疾患等リハビリテーション料(2)又は(3)(注5に規定する施設基準)(名寄せコード) 8009 運動器リハビリテーション料(1)、(2)又は(3)(注5に規定する施設基準)(名寄せコード) 8010 療養病棟入院基本料1入院基本料1(患者の要件により算定するもの)(名寄せコード)第前棟積割15対1入院基本料1(患者の要件により算定するもの)(名寄せコード)8012 療養病棟入院基本料2入院基本料1(患者の要件により算定するもの)(名寄せコード)8013 精神病棟15対1入院基本料1(患者の要件により算定するもの)(名寄せコード)8013 精神病棟(於基本料2入院基本料1(患者の要件により算定するもの)(名寄せコード)	3 5 1 0	腹腔鏡下仙骨膣固定術
3513 粒子線治療適応判定加算 3514 粒子線治療医学管理加算 3515 画像誘導密封小線源治療加算 3516 療養病棟入院基本料2 (注11に係る届出) 3517 腹腔鏡下肝切除術(亜区域切除、1区域切除(外側区域切除を除く。)、2区域切除及び3区域切除以上のもの) 3518 人工中耳植込術 3520 ニコチン依存症管理料(治療の平均継続回数2回以上) 8001 一般病棟特別入院基本料(患者の要件により算定するもの)(名寄せコード) 8002 結核病棟特別入院基本料(患者の要件により算定するもの)(名寄せコード) 8003 結核病棟入院基本料(特別入院基本料等以外)(名寄せコード) 8005 精神病棟入院基本料(特別入院基本料等のよめ)(名寄せコード) 8006 障害者施設等入院基本料(特別入院基本料等含む)(名寄せコード) 8008 脳血管疾患等リハビリテーション料(2)又は(3)(注5に規定する施設基準)(名寄せコード) 8009 運動器リハビリテーション料(1)、(2)又は(3)(注5に規定する施設基準)(名寄せコード) 8010 療養病棟入院基本料1入院基本料1(患者の要件により算定するもの)(名寄せコード) 8011 精神病棟15対1入院基本料(患者の要件により算定するもの)(名寄せコード) 8012 療養病棟入院基本料2入院基本料1(患者の要件により算定するもの)(名寄せコード)	3 5 1 1	凍結保存同種組織加算
3514 粒子線治療医学管理加算 3515 画像誘導密封小線源治療加算 3516 療養病棟入院基本料2 (注11に係る届出) 3517 腹腔鏡下肝切除術(亜区域切除、1区域切除(外側区域切除を除く。)、2区域切除及び3区域切除以上のもの) 3518 人工中耳植込術 3520 ニコチン依存症管理料(治療の平均継続回数2回以上) 8001 一般病棟特別入院基本料(患者の要件により算定するもの)(名寄せコード) 8002 結核病棟特別入院基本料(患者の要件により算定するもの)(名寄せコード) 8003 結核病棟入院基本料(特別入院基本料等以外)(名寄せコード) 8005 精神病棟入院基本料(特別入院基本料等含む)(名寄せコード) 8006 障害者施設等入院基本料(特別入院基本料等含む)(名寄せコード) 8008 脳血管疾患等リハビリテーション料(2)又は(3)(注5に規定する施設基準)(名寄せコード) 8009 運動器リハビリテーション料(1)、(2)又は(3)(注5に規定する施設基準)(名寄せコード) 8010 療養病棟入院基本料1入院基本料1(患者の要件により算定するもの)(名寄せコード) 8011 精神病棟15対1入院基本料(患者の要件により算定するもの)(名寄せコード) 8012 療養病棟入院基本料2入院基本料1(患者の要件により算定するもの)(名寄せコード) 8013 精神病棟入院基本料(特別入院基本料5)(名寄せコード)	3 5 1 2	粒子線治療
3515 画像誘導密封小線源治療加算 3516 療養病棟入院基本料2 (注11に係る届出) 3517 腹腔鏡下肝切除術(亜区域切除、1区域切除(外側区域切除を除く。)、2区域切除及び3区域切除以上のもの) 3518 人工中耳植込術 3520 ニコチン依存症管理料(治療の平均継続回数2回以上) 8001 一般病棟特別入院基本料(患者の要件により算定するもの)(名寄せコード) 8002 結核病棟特別入院基本料(患者の要件により算定するもの)(名寄せコード) 8003 結核病棟入院基本料(特別入院基本料等以外)(名寄せコード) 8005 精神病棟入院基本料(特別入院基本料等含む)(名寄せコード) 8006 障害者施設等入院基本料(特別入院基本料等含む)(名寄せコード) 8008 脳血管疾患等リハビリテーション料(2)又は(3)(注5に規定する施設基準)(名寄せコード) 8009 運動器リハビリテーション料(1)、(2)又は(3)(注5に規定する施設基準)(名寄せコード) 8010 療養病棟入院基本料1入院基本料1(患者の要件により算定するもの)(名寄せコード) 8011 精神病棟15対1入院基本料(患者の要件により算定するもの)(名寄せコード) 8012 療養病棟入院基本料2入院基本料1(患者の要件により算定するもの)(名寄せコード) 8013 精神病棟入院基本料(特別入院基本料5)(名寄せコード)	3 5 1 3	粒子線治療適応判定加算
3516 療養病棟入院基本料2 (注11に係る届出) 10	3 5 1 4	粒子線治療医学管理加算
1	3 5 1 5	画像誘導密封小線源治療加算
域切除及び3区域切除以上のもの) 3518	3 5 1 6	療養病棟入院基本料 2 (注11に係る届出)
3520	3 5 1 7	
8001 一般病棟特別入院基本料 (患者の要件により算定するもの) (名寄せコード) 8002 結核病棟特別入院基本料 (患者の要件により算定するもの) (名寄せコード) 8003 結核病棟入院基本料 (特別入院基本料等以外) (名寄せコード) 8005 精神病棟入院基本料 (特別入院基本料等以外) (名寄せコード) 8006 障害者施設等入院基本料 (特別入院基本料等含む) (名寄せコード) 8008 脳血管疾患等リハビリテーション料 (2) 又は (3) (注5に規定する施設基準) (名寄せコード) 3009 運動器リハビリテーション料 (1)、(2) 又は (3) (注5に規定する施設基準) (名寄せコード) 第養病棟入院基本料1入院基本料1 (患者の要件により算定するもの) (名寄せコード) 精神病棟15対1入院基本料 (患者の要件により算定するもの) (名寄せコード) 2012 療養病棟入院基本料2入院基本料 (患者の要件により算定するもの) (名寄せコード) 2013 精神病棟入院基本料2入院基本料1 (患者の要件により算定するもの) (名寄せコード) 2013 精神病棟入院基本料2入院基本料1 (患者の要件により算定するもの) (名寄せコード) 2013 精神病棟入院基本料2入院基本料 (特別入院基本料等) (名寄せコード)		
8002 結核病棟特別入院基本料 (患者の要件により算定するもの) (名寄せコード) 8003 結核病棟入院基本料 (特別入院基本料等以外) (名寄せコード) 8005 精神病棟入院基本料 (特別入院基本料等以外) (名寄せコード) 8006 障害者施設等入院基本料 (特別入院基本料等含む) (名寄せコード) 8008 脳血管疾患等リハビリテーション料 (2) 又は (3) (注5に規定する施設基準) (名寄せコード) 8009 運動器リハビリテーション料 (1)、(2) 又は (3) (注5に規定する施設基準) (名寄せコード) 8010 療養病棟入院基本料1入院基本料1 (患者の要件により算定するもの) (名寄せコード) 8011 精神病棟15対1入院基本料 (患者の要件により算定するもの) (名寄せコード) 8012 療養病棟入院基本料2入院基本料1 (患者の要件により算定するもの) (名寄せコード) 8013 精神病棟入院基本料(特別入院基本料5) (名寄せコード)		
8003 結核病棟入院基本料(特別入院基本料等以外)(名寄せコード) 8005 精神病棟入院基本料(特別入院基本料等以外)(名寄せコード) 8006 障害者施設等入院基本料(特別入院基本料等含む)(名寄せコード) 8008 脳血管疾患等リハビリテーション料(2)又は(3)(注5に規定する施設基準)(名寄せコード) 8009 運動器リハビリテーション料(1)、(2)又は(3)(注5に規定する施設基準)(名寄せコード) 8010 療養病棟入院基本料1入院基本料I(患者の要件により算定するもの)(名寄せコード) 8011 精神病棟15対1入院基本料(患者の要件により算定するもの)(名寄せコード) 8012 療養病棟入院基本料2入院基本料I(患者の要件により算定するもの)(名寄せコード) 8013 精神病棟入院基本料(特別入院基本料I(患者の要件により算定するもの)(名寄せコード)	8 0 0 1	700/10/10/10/10/10/10/10/10/10/10/10/10/1
8005精神病棟入院基本料(特別入院基本料等以外)(名寄せコード)8006障害者施設等入院基本料(特別入院基本料等含む)(名寄せコード)8008脳血管疾患等リハビリテーション料(2)又は(3)(注5に規定する施設基準)(名寄せコード)8009運動器リハビリテーション料(1)、(2)又は(3)(注5に規定する施設基準)(名寄せコード)8010療養病棟入院基本料1入院基本料I(患者の要件により算定するもの)(名寄せコード)8011精神病棟15対1入院基本料(患者の要件により算定するもの)(名寄せコード)8012療養病棟入院基本料2入院基本料I(患者の要件により算定するもの)(名寄せコード)8013精神病棟入院基本料(特別入院基本料等)(名寄せコード)	8002	結核病棟特別入院基本料(患者の要件により算定するもの)(名寄せコード)
8006 障害者施設等入院基本料 (特別入院基本料等含む) (名寄せコード) 8008 脳血管疾患等リハビリテーション料 (2) 又は (3) (注5に規定する施設基準) (名寄せコード) 8009 運動器リハビリテーション料 (1)、(2) 又は (3) (注5に規定する施設基準) (名寄せコード) 8010 療養病棟入院基本料1入院基本料I (患者の要件により算定するもの) (名寄せコード) 8011 精神病棟15対1入院基本料 (患者の要件により算定するもの) (名寄せコード) 8012 療養病棟入院基本料2入院基本料I (患者の要件により算定するもの) (名寄せコード) 8013 精神病棟入院基本料(特別入院基本料等) (名寄せコード)		
8008 脳血管疾患等リハビリテーション料(2)又は(3)(注5に規定する施設基準)(名寄せコード) 8009 運動器リハビリテーション料(1)、(2)又は(3)(注5に規定する施設基準)(名寄せコード) 8010 療養病棟入院基本料1入院基本料I(患者の要件により算定するもの)(名寄せコード) 8011 精神病棟15対1入院基本料(患者の要件により算定するもの)(名寄せコード) 8012 療養病棟入院基本料2入院基本料I(患者の要件により算定するもの)(名寄せコード) 8013 精神病棟入院基本料(特別入院基本料等)(名寄せコード)		
 準) (名寄せコード) 8009 運動器リハビリテーション料(1)、(2)又は(3)(注5に規定する施設基準)(名寄せコード) 8010 療養病棟入院基本料1入院基本料I(患者の要件により算定するもの)(名寄せコード) 8011 精神病棟15対1入院基本料(患者の要件により算定するもの)(名寄せコード) 8012 療養病棟入院基本料2入院基本料I(患者の要件により算定するもの)(名寄せコード) 8013 精神病棟入院基本料(特別入院基本料等)(名寄せコード) 	8006	
8009 基準) (名寄せコード) 8010 療養病棟入院基本料1入院基本料I (患者の要件により算定するもの) (名寄せコード) 8011 精神病棟15対1入院基本料(患者の要件により算定するもの) (名寄せコード) 8012 療養病棟入院基本料2入院基本料I (患者の要件により算定するもの) (名寄せコード) 8013 精神病棟入院基本料(特別入院基本料等) (名寄せコード)	8008	準) (名寄せコード)
8010 せコード) 8011 精神病棟15対1入院基本料(患者の要件により算定するもの)(名寄せコード) 8012 療養病棟入院基本料2入院基本料I(患者の要件により算定するもの)(名寄せコード) 8013 精神病棟入院基本料(特別入院基本料等)(名寄せコード)	8009	
8011 ド) 8012 療養病棟入院基本料2入院基本料I(患者の要件により算定するもの)(名寄せコード) 8013 精神病棟入院基本料(特別入院基本料等)(名寄せコード)	8 0 1 0	
8012 せコード) 8013 精神病棟入院基本料(特別入院基本料等) (名寄せコード)	8011	
	8 0 1 2	
8014 デングウイルス抗原定性(名寄せコード)	8 0 1 3	精神病棟入院基本料(特別入院基本料等)(名寄せコード)
	8 0 1 4	デングウイルス抗原定性(名寄せコード)
8015 療養病棟入院基本料 注8(名寄せコード)	8 0 1 5	療養病棟入院基本料 注8 (名寄せコード)
8016 外来リハビリテーション診療料(名寄せコード)	8016	外来リハビリテーション診療料 (名寄せコード)
8017 経皮的大動脈遮断術及びダメージコントロール手術(名寄せコード)	8 0 1 7	経皮的大動脈遮断術及びダメージコントロール手術(名寄せコード)
8018 一般病棟特別入院基本料等(名寄せコード)	8018	一般病棟特別入院基本料等(名寄せコード)

施設基準コード	施設基準
	 酬点数表によるもの】
880	入院対象者入院医学管理料
8 8 1	通院対象者通院医学管理料
882	医療観察精神科作業療法
883	医療観察精神科デイ・ケア「大規模なもの」
8 8 4	医療観察精神科デイ・ケア「小規模なもの」
8 8 5	医療観察精神科ナイト・ケア
886	医療観察精神科デイ・ナイト・ケア
887	医療観察精神科ショート・ケア「大規模なもの」
888	医療観察精神科ショート・ケア「小規模なもの」
889	通院対象者社会復帰体制強化加算
8 9 1	医療観察治療抵抗性統合失調症治療指導管理料
8 9 5	医療観察認知療法・認知行動療法ロ
8 9 6	医療観察認知療法・認知行動療法ハ
8 9 7	医療観察認知療法・認知行動療法イ
8 9 8	医療観察児童思春期精神科専門管理加算
8 9 9	医療観察依存症集団療法
【歯科点数表によ	るもの】
1 3 0 5	クラウン・ブリッジ維持管理料
1 3 0 6	顎口腔機能診断料
1 3 1 0	歯科治療総合医療管理料(Ⅰ)及び(Ⅱ)
1 3 1 1	地域医療連携体制加算
1 3 1 3	地域歯科診療支援病院歯科初診料
1 3 1 5	歯科矯正診断料
1 3 1 7	歯科外来診療環境体制加算
1 3 1 8	地域歯科診療支援病院入院加算
1 3 1 9	医療機器安全管理料 (歯科)
1 3 2 0	在宅療養支援歯科診療所
1 3 2 1	う蝕歯無痛的窩洞形成加算
1 3 2 2	歯周組織再生誘導手術
1 3 2 5	手術時歯根面レーザー応用加算
1 3 2 6	歯科技工加算1及び2
1 3 2 7	在宅患者歯科治療総合医療管理料(I)及び(II)
1 3 3 0	歯科画像診断管理加算 2
1 3 3 1	上顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)、下顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)(歯科診療)
1 3 3 2	広範囲顎骨支持型装置埋入手術
1 3 3 3	歯科診療特別対応連携加算
1 3 3 4	歯科画像診断管理加算 1
1 3 3 5	在宅歯科医療推進加算
1 3 3 6	歯科口腔リハビリテーション料2
1 3 3 7	歯科点数表第2章第8部処置の通則第6号に掲げる処置の休日加算1
1 3 3 8	歯科点数表第2章第8部処置の通則第6号に掲げる処置の時間外加算1
1 3 3 9	歯科点数表第2章第8部処置の通則第6合に掲げる処置の深夜加算1

施設基準コード	施設基準
1 3 4 0	CAD/CAM冠
1 3 4 1	歯科点数表第2章第9部手術の通則第9号に掲げる手術の休日加算1
1 3 4 2	歯科点数表第2章第9部手術の通則第9号に掲げる手術の時間外加算1
1 3 4 3	歯科点数表第2章第9部手術の通則第9号に掲げる手術の深夜加算1
1 3 4 4	口腔病理診断管理加算 1
1 3 4 5	口腔病理診断管理加算 2
1 3 4 6	かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所
1 3 4 7	歯科訪問診療料の注13に規定する基準
1 3 4 8	有床義歯咀嚼機能検査
1 3 4 9	手術用顕微鏡加算
1 3 5 0	歯根端切除手術の注3

2 名寄せコード一覧

名寄せコードとは、原則として7つ以上の施設基準要件があり、そのうち、何れかの要件を満たしている場合、算定できる診療行為コードに設定する。

下表の名寄せ先に、名寄せ元を代表する施設基準コードを設定し、該当診療行為の施設基準の要件に読み替える。

	名寄せ先		名寄せ元	/# **
コード	名 称	コード	名 称	備考
		730	心大血管疾患リハビリテーション料(I)	
		732	脳血管疾患等リハビリテーション料 (I)	
		733	脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)	【医科点数表】
849	リハビリテーション総合計画評価料	828	運動器リハビリテーション料 (I)	「H003-2 リハビリ テーション総合計画評価
	松口 可 四 計 四 科	829	運動器リハビリテーション料 (Ⅱ)	料」の注1の規定に基づき 設定
		737	呼吸器リハビリテーション料 (I)	
		831	がん患者リハビリテーション料	
		3358	認知症患者リハビリテーション 料	
		3310	回復期リハビリテーション病棟 入院料1	
		3162	回復期リハビリテーション病棟 入院料 2	
		3163	回復期リハビリテーション病棟 入院料3	
		3312	地域包括ケア病棟入院料1	
		3313	地域包括ケア入院医療管理料1	【医科点数表】
		3314	地域包括ケア病棟入院料2	「A308 回復期リハビ リテーション病棟入院料」
	 一般病棟特別入院基	3315	地域包括ケア入院医療管理料2	の注1、「A308-3
8001	本料 (患者の要件により算定するもの)	3316	地域包括ケア病棟入院料1 (特 定地域)	地域包括ケア病棟入院料」 の注1及び注2、「A31
	(名寄せコード)	3317	地域包括ケア入院医療管理料1 (特定地域)	0 緩和ケア病棟入院料」 の注1、「A317 特定
		3318	地域包括ケア病棟入院料2 (特 定地域)	一般病棟入院料」の注7の 規定に基づき設定
		3319	地域包括ケア入院医療管理料 2 (特定地域)	
		48	緩和ケア病棟入院料	
		3326	地域包括ケア入院医療管理 1 (特定一般病棟入院料)	
		3327	地域包括ケア入院医療管理 2 (特定一般病棟入院料)	

名寄せ先			名寄せ元	1115 Av
コード	名称	コード	名 称	備考
		3211	結核病棟7対1入院基本料	
		3213	結核病棟10対1入院基本料	
		3214	結核病棟13対1入院基本料	
		3215	結核病棟15対1入院基本料	
		3216	結核病棟18対1入院基本料	
		3217	結核病棟20対1入院基本料	
		3218	結核病棟7対1入院基本料(月平均夜勤時間超過減算)	
		3220	結核病棟10対1入院基本料 (月平均夜勤時間超過減算)	
		3221	結核病棟13対1入院基本料 (月平均夜勤時間超過減算)	
		3222	結核病棟15対1入院基本料 (月平均夜勤時間超過減算)	
		3223	結核病棟18対1入院基本料 (月平均夜勤時間超過減算)	
	 結核病棟特別入院基 本料(患者の要件に	3224	結核病棟20対1入院基本料 (月平均夜勤時間超過減算)	【医科点数表】 「A102 結核病棟入院
8002	より算定するもの) (名寄せコード)	3434	結核病棟7対1入院基本料(夜 勤時間特別入院基本料)	基本料」の注3、「A10 4 特定機能病院入院基本 料」の注2の規定に基づき 設定
		3435	結核病棟10対1入院基本料 (夜勤時間特別入院基本料)	
		3436	結核病棟13対1入院基本料 (夜勤時間特別入院基本料)	
		3437	結核病棟15対1入院基本料 (夜勤時間特別入院基本料)	
		3438	結核病棟18対1入院基本料 (夜勤時間特別入院基本料)	
		3439	結核病棟20対1入院基本料 (夜勤時間特別入院基本料)	
		3239	特定機能病院結核病棟7対1入 院基本料	
		3240	特定機能病院結核病棟10対1 入院基本料	
		3241	特定機能病院結核病棟13対1 入院基本料	
		3242	特定機能病院結核病棟15対1 入院基本料	
		3211	結核病棟7対1入院基本料	
	結核病棟入院基本料	3213	結核病棟10対1入院基本料	【医科点数表】
8003	(特別入院基本料等	3214	結核病棟13対1入院基本料	「A102 結核病棟入院
	以外) (名寄せコー ド)	3215	結核病棟15対1入院基本料	│基本料」の注4に基づき設 │定
	r <i>)</i>	3216	結核病棟18対1入院基本料	
		3217	結核病棟20対1入院基本料	

	名寄せ先		名寄せ元	/++: -+v.
コード	名 称	コード	名 称	備考
*************************************	3225	精神病棟10対1入院基本料	【医科点数表】	
	 精神病棟入院基本料	3226	精神病棟13対1入院基本料	「A103 精神病棟入院 基本料」の注3及び4並び
0005	(特別入院基本料等	3227	精神病棟15対1入院基本料	
8005	以外)(名寄せコー	3228	精神病棟18対1入院基本料	入院基本料(患者要件によ
	k	3229	精神病棟20対1入院基本料	り算定するもの)」を含め た施設基準に対応するため に設定
		3251	障害者施設等7対1入院基本料	
		3252	障害者施設等10対1入院基本 料	
		3253	障害者施設等13対1入院基本 料	【医科点数表】 「A106 障害者施設等
	障害者施設等入院基 本料(特別入院基本	3254	障害者施設等15対1入院基本 料	入院基本料」の注4「重症 児(者)受入連携加算」の
8006	料等含む) (名寄せ コード)	3255	障害者施設等7対1入院基本料 (月平均夜勤時間超過減算)	項番68「告示等識別区分 (1)」に「1:基本項
	, ,	3256	障害者施設等10対1入院基本 料(月平均夜勤時間超過減算)	目」を設定しているため、 入院基本料と別に施設基準 を設定
		3257	障害者施設等13対1入院基本 料(月平均夜勤時間超過減算)	で政ル
		3258	障害者施設等15対1入院基本 料(月平均夜勤時間超過減算)	
		3352	脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ) (注5に規定する施 設基準)	【留意事項通知】 「H001 脳血管疾患等 リハビリテーション料」の
8008	脳血管疾患等リハビ リテーション料 (Ⅱ) 又は(Ⅲ) (注5に規定する施 設基準) (名寄せコード)	3353	脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ) (注5に規定する施設基準)	(6) ・脳血管疾患等リハビリテーション料は(Ⅱ)の届出を出していた場合であってもあんまマッサージ指圧師等が実施した場合は(Ⅲ)を算定するため、項番45「対象施設基準」に複数の施設基準コードを設定
2009 ション料 (I) (Ⅱ) 又は (Ⅲ) (注5に規定す		3354	運動器リハビリテーション料(I) (注5に規定する施設基準)	【留意事項通知】 「H002 運動器リハビ リテーション料」の(6)
	運動器リハビリテー ション料(I)、 (Ⅱ) 又は(Ⅲ) (注5に規定する施 設基準) (名寄せコ ード)	3355	運動器リハビリテーション料 (Ⅱ) (注5に規定する施設基 準)	・運動器リハビリテーショ ン料は(Ⅰ)、(Ⅱ)の届 出を出していた場合であっ てもあんまマッサージ指圧
		3356	運動器リハビリテーション料 (Ⅲ) (注5に規定する施設基 準)	しるのんまマッケーン指圧師等が実施した場合は(Ⅲ)を算定するため、項番45「対象施設基準」に複数の施設基準コードを示す名寄せコードを設定

名寄せ先		r	名寄せ元	備考			
コード	名 称	コード	名 称	加			
	療養病棟入院基本料	3310	回復期リハビリテーション病棟 入院料1				
				3162	回復期リハビリテーション病棟 入院料 2	【留意事項通知】 「A308 回復期リハビ	
8010	1 入院基本料 I (患 者の要件により算定	3312	地域包括ケア病棟入院料1	リテーション病棟入院料」 の(4)、「A308-3			
0010	するもの)(名寄せ	3313	地域包括ケア入院医療管理料1	地域包括ケア病棟入院料」			
	コード)	3316	地域包括ケア病棟入院料1 (特 定地域)	の (9) の規定に基づき設 定			
		3317	地域包括ケア入院医療管理料1 (特定地域)				
		795	小児入院医療管理料5	【医科点数表】			
		3322	精神科救急入院料1	A318 地域移行機能強			
	精神病棟15対1入 院基本料(患者の要 1	精神病棟15対1入	精神病棟15対1入	精神病棟15対1入	3323 精神科救急入院料 2 精神病棟 1 5 対 1 入 118 精神科急性期治療病棟入院料	精神科救急入院料 2	化病棟入院料 注 1 【留意事項通知】
						精神病棟15対1入	118
		119	精神科急性期治療病棟入院料2	管理料」の(7)、「A3			
8011	件により算定するも の) (名寄せコー	689	精神科救急・合併症入院料	11 精神科救急入院料」 の(4)、「A311-2			
	(の) (名斎ゼコード)				, , , , , , ,	地域移行機能強化病棟入院料	精神科急性期治療病棟入院 料」の(5)、「A311 -3 精神科救急・合併症 入院料」の(4)に基づき 設定
		3163	回復期リハビリテーション病棟 入院料3	【留意事項通知】			
	療養病棟入院基本料	3314	地域包括ケア病棟入院料2	「A308 回復期リハビ			
8012	2 入院基本料 I (患 者の要件により算定	3315	地域包括ケア入院医療管理料2	リテーション病棟入院料」 の(4)、「A308-3			
0012	するもの) (名寄せコード)	3318	地域包括ケア病棟入院料2 (特 定地域)	地域包括ケア病棟入院料」の(9)の規定に基づき設			
		3319	地域包括ケア入院医療管理料 2 (特定地域)	定			

名寄せ先			名寄せ元	/#s =#.
コード	名 称	コード	名 称	備考
		3409	精神病棟入院基本料(特別入院 基本料)	
		3230	精神病棟10対1入院基本料 (月平均夜勤時間超過減算)	
		3231	精神病棟13対1入院基本料 (月平均夜勤時間超過減算)	
		3232	精神病棟15対1入院基本料 (月平均夜勤時間超過減算)	【医科点数表】
	精神病棟入院基本料	3233	精神病棟18対1入院基本料 (月平均夜勤時間超過減算)	「A103 精神病棟入院 基本料」の注3及び4並び
8013	(特別入院基本料 等) (名寄せコー	3234	精神病棟20対1入院基本料 (月平均夜勤時間超過減算)	に5の「精神病棟15対1 入院基本料(患者要件によ
	ド)	3440	精神病棟10対1入院基本料 (夜勤時間特別入院基本料)	り算定するもの)」を含め た施設基準に対応するため に設定
		3441	精神病棟13対1入院基本料 (夜勤時間特別入院基本料)	CDX
		3442	精神病棟15対1入院基本料 (夜勤時間特別入院基本料)	
		精神病棟18対1入院基本料 (夜勤時間特別入院基本料)		
		3444	精神病棟20対1入院基本料 (夜勤時間特別入院基本料)	
		777	救命救急入院料1	【留意事項通知】
		778	救命救急入院料2	D 0 1 2 (4 5) ア 「4 3」のデングウイ
		779	救命救急入院料3	ルス抗原定性は、国立感染
		780	救命救急入院料4	症研究所が作成した「デン
		3300	特定集中治療室管理料 1	グ熱・チクングニア熱の診
		3301	特定集中治療室管理料 2	療ガイドライン」に基づき デング熱を疑う患者が、当
		3302	特定集中治療室管理料 3	該患者の集中治療に対応で
		3303	特定集中治療室管理料4	きる下記のいずれかに係る
		3304	ハイケアユニット入院医療管理 料1	届出を行っている保険医療 機関に入院を要する場合に
8014	デングウイルス抗原 定性(名寄せコー ド)	3305	ハイケアユニット入院医療管理 料2	限り算定できる。 (イ) 区分番号「A30 0」救命救急入院料「1」
	8014 定性(名寄せコード)	3036	小児特定集中治療室管理料	 の

名寄せ先			名寄せ元	備考
コード	名 称	コード	名 称	加州一行
		777 778	救命救急入院料1 救命救急入院料2	
		779	救命救急入院料3	
		780	救命救急入院料4	
		3300	特定集中治療室管理料1	【留意事項通知】
		3301	特定集中治療室管理料2	「A300 救命救急入院
		3302	特定集中治療室管理料3	料」の(10)、「A30 1 特定集中治療室管理料」
		3303	特定集中治療室管理料4	1 特定集中信旗至官連科] の (4)、「A301-2
	療養病棟入院基本料	3304	ハイケアユニット入院医療管理 料 1	ハイケアユニット入院医療 管理料」の(2)、「A3
		3305	ハイケアユニット入院医療管理 料 2	01-3 脳卒中ケアユニット入院医療管理料」の (2)、「A301-4 小児特定集中治療室管理料」の(2)、「A302 新生児特定集中治療室管理料」の(2)、「A303 総合周産期特定集中治療室管理料」の(4)、「A303-2 新生児治療回復室入院医療管理料」の(3)、「A305 一類感染症患者入院医療管理料」の(2)、「A307 小児入院医療管理料」の(6)
0015		608	脳卒中ケアユニット入院医療管 理料	
8015	注 8 (名寄せコー ド)	3036	小児特定集中治療室管理料	
		3306	新生児特定集中治療室管理料1	
		3307	新生児特定集中治療室管理料2	
		117	総合周産期特定集中治療室管理 料1	
		3309	総合周産期特定集中治療室管理 料 2	
		790	新生児治療回復室入院医療管理 料	
		208	一類感染症患者入院医療管理料	の規定に基づき設定
		791	小児入院医療管理料1	
		792	小児入院医療管理料2	
		793 小児入院医療管理料 3		
		794	小児入院医療管理料4	

名寄せ先			名寄せ元	/IIIv					
コード	名 称	コード	名 称	備考					
		730	心大血管疾患リハビリテーショ ン料 (I)						
			731 心大血管疾患リハビリテーショ ン料 (Ⅱ)						
		732	脳血管疾患等リハビリテーション料 (I)						
		3351	脳血管疾患等リハビリテーション料(I)(注5に規定する施設基準)						
		733	脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)						
		3352	脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ) (注5に規定する施設基準)						
		734	脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ)						
0016	外来リハビリテーション診療料(名寄せコード)	外来リハビリテーション診療料(名寄せコード) 3353 828	3353	脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ) (注5に規定する施 設基準)	【点数表】 「B001-2-7 外来リ				
8016			運動器リハビリテーション料 (I)	ハビリテーション診療料」 の注 1 の規定に基づき設定					
							3354	運動器リハビリテーション料 (I) (注5に規定する施設基 準)	TO MICHAEL OF THE STATE OF THE
							829	運動器リハビリテーション料 (Ⅱ)	
		3355	運動器リハビリテーション料 (Ⅱ) (注5に規定する施設基 準)						
		830	運動器リハビリテーション料 (Ⅲ)						
		3356	運動器リハビリテーション料 (Ⅲ) (注5に規定する施設基 準)						
		737	呼吸器リハビリテーション料 (I)						
		738	呼吸器リハビリテーション料 (Ⅱ)						
		777	救命救急入院料1						
		778	救命救急入院料2	【施設基準 留意事項通 知】					
	経皮的大動脈遮断術	779	救命救急入院料3	別添1 特掲診療料の施設					
8017	及びダメージコント	780	救命救急入院料4	基準等 第72の2 経皮					
	ロール手術(名寄せ コード)		的大動脈遮断術、第72の 6 ダメージコントロール						
	' /	3301	特定集中治療室管理料2	手術					
		3302	特定集中治療室管理料 3 特定集中治療室管理料 4	の規定に基づき設定					
		აასა	何尼朱平伯原至官垤附4						

名寄せ先			名寄せ元	備考			
コード	名 称	コード	名 称	加州			
		3402	一般病棟入院基本料(特別入院 基本料)				
		3201	一般病棟7対1入院基本料(月 平均夜勤時間超過減算)				
		3203	一般病棟入院基本料10対1 (月平均夜勤時間超過減算)				
	一般病棟特別入院基 8018 本料等(名寄せコー ド)	一般病棟特別入院基本料等(名寄せコード) 3205 一般病棟入院基本料 1 5 対 1 (月平均夜勤時間超過減算) 基本 注1 上記	本料等(名寄せコー	本料等(名寄せコー	一般病棟特別入院基 本料等(名寄せコー 3205		【点数表】 「A100 一般病棟入院 基本料」の注2及び 注13
8018						本料等(名寄せコー 3205 一版 が保入 に 基本科 1 5 刈 1 基	
			の規定に基づき設定				
		3429	一般病棟10対1入院基本料 (夜勤時間特別入院基本料)				
	1 3/13() 1	一般病棟13対1入院基本料 (夜勤時間特別入院基本料)					
		3431	一般病棟15対1入院基本料 (夜勤時間特別入院基本料)				

3 施設基準コードの設定要領

「施設基準」項目は、項番72「施設基準①」から項番81「施設基準⑩」までの最大10項目に施設基準コードを設定する。

項番 72 「施設基準①」から項番 81 「施設基準⑩」は、3 つのグループに区分され、グループ①は「施設基準①~⑥」の 6 項目、グループ②は「施設基準⑦~⑨」の 3 項目、グループ③は「施設基準⑪」の 1 項目で構成する。

グループ内(グループ①の場合は「施設基準①~⑥」の6項目)に設定した施設基準コードは、いずれかの施設基準を満たしている場合に算定できる診療行為となる。

また、グループ間(グループ①、グループ②及びグループ③)に設定した施設基準コードは、グループ間の施設基準を、いずれも満たしている場合に算定できる診療行為となる。

なお、「施設基準①~⑥」、「施設基準⑦~⑨」及び「施設基準⑩」の各区分内の設定値が、すべて「0:ゼロ」の場合は、施設基準を要しない診療行為を表す。

設定例①¥

			クルー	- <i>)</i> (I)			2	//V—/(<u>4</u>) :	グループ(
項 番	7 2	7 3	7 4	7 5	7 6	7 7	7 8	7 9	8 0	8 1
施設基準 項 目	施設 基準 ①	施設 基準 ②	施設 基準 ③	施設 基準 ④	施設 基準 ⑤	施設 基準 ⑥	施設 基準 ⑦	施設 基準 ⑧	施設 基準 ⑨	施設 基準 [®]
施設基準コード	236	237	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 設定例①では、「施設基準①~⑥に「236」、「237」、「0」、「0」、「0」、「0」を、「施設基準⑦~⑨」に「0」、「0」を、「施設基準⑩」に、「0」を設定している。設定例①は、「施設基準③~⑥」、「施設基準⑦~⑨」及び「施設基準⑩」の施設基準が、すべて「0:ゼロ」のため、施設基準の条件から除き、「施設基準①」の「236:画像診断管理加算1」又は「施設基準②」の「237:画像診断管理加算2」の何れか一方の届出を、地方厚生(支)局に行った保険医療機関において算定できる診療行為を表す。

設定例②)

			グルー	プ①			2	ブループ(2) :	グループ③
項 番	7 2	7 3	7 4	7 5	7 6	7 7	7 8	7 9	8 0	8 1
施設基準 項 目	施設 基準 ①	施設 基準 ②	施設 基準 ③	施設 基準 ④	施設 基準 ⑤	施設 基準 ⑥	施設 基準 ⑦	施設 基準 <u>8</u>	施設 基準 ⑨	施設 基準 ⑩
施設基準 コード	3236	3238	0	0	0	0	3300	0	0	0

※ 設定例②では、「施設基準①~⑥」に「3236」、「3238」、「0」、「0」、「0」、「0」、「0」を、「施設基準⑦~⑨」に「3300」、「0」、「0」を、「施設基準⑩」に「0」を設定している。

設定例②は、グループ①とグループ②内に施設基準コードを設定していることから、「施設基準①」の「3236:特定機能病院一般病棟7対1入院基本料」及び「施設基準⑦」の「3300:特定集中治療室管理料1」の双方の届出又は「施設基準②」の「3238:特定機能病院一般病棟10対1入院基本料」及び「施設基準⑦」の「3300:特定集中治療室管理料1」の双方の届出のうち、何れか一方の届出を、地方厚生(支)局に行った保険医療機関において算定できる診療行為を表す。

医科点数表等に規定のない診療行為コード

検体検査である診療行為コードの診療行為名称に検体名が設定されていない場合、検体検査の診療行 為コードに検体名を組み合わせて記録するために、診療行為マスターには、検体名の診療行為コードを 設定している。

当該診療行為コードには、項番12「新又は現点数」に「0.00」を設定し、コード表用番号の項番90「章」及び項番91「部」は検査を準用し、項番92「区分番号」は「999」、項番93「枝番」は「00」、項番94「項番」に「01」から始まる通番を設定している。

なお、検体検査の検体名を設定した診療行為コードは、下表のとおりである。

検体検査の検体名一覧

項番	診療行為 コード	診療行為名称 (検体名)	項番	診療行為 コード	診療行為名称 (検体名)
1	160138910	〈尿〉	1 4	160140210	〈頸管粘液〉
2	160139010	〈喀痰〉	1 5	160140310	〈子宮分泌物〉
3	160139110	〈穿刺液〉	1 6	160140410	〈腹水〉
4	160139210	〈胃液〉	1 7	160140510	〈膵液〉
5	160139310	〈十二指腸液〉	1 8	160140610	〈尿道分泌物〉
6	160139410	〈胆汁〉	1 9	160140710	〈胸水〉
7	160139510	〈眼分泌液〉	2 0	160140810	〈関節液〉
8	160139610	〈鼻腔液〉	2 1	160140910	〈前立腺液〉
9	160139710	〈咽喉液〉	2 2	160141010	〈骨髄穿刺液〉
1 0	160139810	〈口腔液〉	2 3	160141110	〈乳汁〉
1 1	160139910	〈精液〉	2 4	160154010	〈血液〉
1 2	160140010	〈髄液〉	2 5	160141210	〈その他の穿刺・採
1 3	160140110	〈腟分泌物〉	23	100141210	取液〉

包括逓減区分コード一覧

コード	内 容	コード	内 容
0	逓減規定なし	7 0	腹腔ファイバースコピー
1 7	心臓カテーテル法による諸検査(左 心)	7 1	クルドスコピー
1 8	心臓カテーテル法による諸検査(右 心)	7 2	膀胱尿道ファイバースコピー
1 9	肺臓カテーテル法	7 3	尿管カテーテル法
2 0	肝臓カテーテル法	7 4	ヒステロスコピー
2 5	体液量測定	7 5	コルポスコピー
2 6	血流量測定	7 6	子宮ファイバースコピー
2 7	皮弁血流検査	7 7	細胞外液量測定
2 9	血管伸展性検査	7 8	循環血流量測定
3 0	心拍出量測定	7 9	電子授受式発消色性インジケーター使用 皮膚表面温度測定
3 1	循環時間測定	8 0	循環血液量測定
3 2	脳循環測定 (色素希釈法)	8 1	リアルタイム解析型心電図
3 3	脳循環測定 (笑気法)	8 2	サイクルエルゴメーターによる心肺機能 検査
3 4	心電図検査	8 3	腎盂尿管ファイバースコピー
3 5	負荷心電図検査	8 5	顎関節鏡検査
3 6	ホルター型心電図検査	8 6	乳管鏡検査
3 7	トレッドミルによる負荷心肺機能検査	8 7	膵臓カテーテル法
3 9	心音図検査	8 9	脈波図、心機図、ポリグラフ検査
4 0	超音波検査	9 0	鼻咽腔直達鏡検査
4 1	サーモグラフィー検査	9 1	縦隔鏡検査
5 2	関節鏡検査	9 2	エレクトロキモグラフ
5 3	喉頭直達鏡検査	9 3	体表面心電図
5 4	嗅裂部・鼻咽腔・副鼻腔入口部ファイ バースコピー(部位を問わず一連につ き)	9 4	心外膜興奮伝播図
5 5	喉頭ファイバースコピー	9 5	携带型発作時心電図記録計使用心電図検 査
5 6	中耳ファイバースコピー	9 6	肛門鏡検査
5 8	気管支ファイバースコピー	9 7	小腸内視鏡検査(カプセル型内視鏡)
5 9	胸腔鏡検査	9 8	小腸内視鏡検査(その他)
6 1	食道ファイバースコピー	9 9	喘息運動負荷試験
6 3	胃・十二指腸ファイバースコピー	1 0 0	植込型心電図検査
6 4	胆道ファイバースコピー	1 0 1	内視鏡下嚥下機能検査
6 5	小腸内視鏡検査(シングルバルーン内 視鏡)	1 0 2	膀胱尿道鏡検査
6 6	直腸鏡検査、コロンブラッシュ法	1 0 3	T波オルタナンス検査
6 7	直腸ファイバースコピー	1 0 4	時間内歩行試験
6 8	大腸内視鏡検査	1 0 5	消化管通過性検査
6 9	腹腔鏡検査	106	小腸内視鏡検査(ダブルバルーン内視鏡)

コード	内 容	コード	内 容
1 0 7	大腸内視鏡検査(カプセル型内視鏡)	3 0 1	歯周組織検査
1 0 8	皮膚灌流圧測定		
1 0 9	シャトルウォーキングテスト		
2 0 1	CT撮影、MRI撮影		

医科点数表等の規定と異なるコードの設定

1 項番68「告示等識別区分(1)」

医科点数表に規定する診療行為を、次の区分に分類し、項番68「告示等識別区分(1)」に設定する。

コード	種別	設定対象診療行為
1	基本項目	医科点数表等に規定する区分番号を付された診療行為(「A* **」等の区分番号を設定している診療行為)
3	合成項目	医科点数表等に規定する診療行為の点数とその加算である診療 行為等の点数を組み合せて設定した診療行為
5	準用項目	医科点数表の関係通知等に規定する他の診療行為の点数を準用 する診療行為
7	加算項目	医科点数表に掲げる診療行為の注書きに規定する加算である診 療行為
9	通則加算項目	医科点数表の通則に規定する加算である診療行為

2 例外となるコード設定

原則、前1に基づき項番68「告示等識別区分(1)」を設定するが、下表に掲げる診療行為は例外として別の取扱いによりコードを設定する。

項番	例外対象 項 目	診療行為 マスター の設定値	医科点数 表の種別	設定理由
1	再診料及び外来 診療料等の注加 算	基本項目	加算項目	紙レセプトの点数集計欄に、注加算の点数のみを別に集計する必要がある診療行為は、電子レセプトの診療行為レコードに、注加算項目の診療行為コードのみを記録する必要がある。この場合、注加算項目の診療行為コードを単独で記録しても記録誤りとならないように、「基本項目」でコードを設定している。
2	入院基本料等加 算	加算項目	基本項目	施設基準等に基づき、保険医療機関又は病棟 単位で算定する入院基本料等加算は、基本項目 とセットで記録する必要があるため、加算項目 でコードを設定している。
3	その他	基本項目	加算項目	「初回に限り算定する。」等の診療時の要件 に応じて算定する点数や回数が異なる診療行為 は、電子レセプトへの記録の利便性を考慮し て、基本項目としてコードを設定している。

注 「基本項目」には、「合成項目」及び「準用項目」を含み、「加算項目」には、「注加算項目」 及び「通則加算項目」を含む。

3 時間外加算自体の診療行為

時間外加算自体である診療行為は、項番69「告示等識別区分(2)」の「7:加算項目」と項番43「時間加算区分」の「1:時間外加算自体」の組み合わせが対象となるが、次の診療行為は、前2の項番「3」の取扱いにより、項番68「告示等識別区分(1)」に「1:基本項目(告示)」を設定している加算項目のため、例外となる。

(1) 時間外加算自体の対象外診療行為

項番3	項番 5	項番43	項番68	項番 6 9
診療行為 コード	省略漢字名称	時間加算 区分	告示等識別 区分(1)	告示等識別 区分(2)
140008170	人工腎臓(導入期)加算	1	1	7
150368870	多椎間又は多椎弓実施加算(前方椎体固 定)	1	1	7
150368970	多椎間又は多椎弓実施加算(後方又は後 側方固定)	1	1	7
150369070	多椎間又は多椎弓実施加算(後方椎体固 定)	1	1	7
150369170	多椎間又は多椎弓実施加算(前方後方同 時固定)	1	1	7
150369270	多椎間又は多椎弓実施加算(椎弓切除)	1	1	7
150369370	多椎間又は多椎弓実施加算(椎弓形成)	1	1	7

(2) 時間外加算自体の診療行為

項番3	項番 5	項番43	項番68	項番 6 9
診療行為 コード	省略漢字名称	時間加算 区分	告示等識別 区分(1)	告示等識別 区分(2)
112017790	再診(時間外)加算(入院)	1	1	7
112018090	再診(乳幼児時間外)加算(入院)	1	1	7
112018890	外来診療料(時間外)加算(入院)	1	1	7
112019190	外来診療料(乳幼児時間外)加算(入 院)	1	1	7
111000570	初診(時間外)加算	1	7	7
111011970	初診(乳幼児時間外)加算	1	7	7
112001110	再診(時間外)加算(入院外)	1	1	7
112014770	再診(乳幼児時間外)加算(入院外)	1	1	7
112006470	外来診療料(時間外)加算(入院外)	1	1	7
112015170	外来診療料(乳幼児時間外)加算(入院 外)	1	1	7
113009670	小児科外来診療料(初診時乳幼児時間 外)加算	1	1	7
113009770	小児科外来診療料(再診時乳幼児時間 外)加算	1	1	7
113009870	小児科外来診療料(外来診療料乳幼児時 間外)加算	1	1	7
113016270	地域包括診療料(再診時時間外)加算	1	1	7
113016570	地域包括診療料(再診時乳幼児時間外) 加算	1	1	7
113018570	認知症地域包括診療料(再診時時間外) 加算	1	1	7

項番3	項番 5	項番43	項番68	項番 6 9
診療行為 コード	省略漢字名称	時間加算 区分	告示等識別 区分(1)	告示等識別 区分(2)
113018870	認知症地域包括診療料(再診時乳幼児時 間外)加算	1	1	7
113020170	小児かかりつけ診療料(初診時乳幼児時 間外)加算	1	1	7
113020870	小児かかりつけ診療料(再診時乳幼児時 間外)加算	1	1	7
113021570	小児かかりつけ診療料(外来診療料乳幼 児時間外)加算	1	1	7
160204070	時間外加算(内視鏡検査)	1	7	7
140000190	時間外加算 2 (イに該当を除く)(処 置)	1	9	7
150000490	時間外加算2 (手術)	1	9	7
150231790	時間外加算(麻酔)	1	9	7

コード表用番号の付番方法

1 一般的事項

(1) 基本項目及び加算項目 医科点数表の章、部、区分番号及び項番を基本とする。

(2) 準用項目 準用元である基本項目及び加算項目と同一の章、部、区分番号及び項番とする。

なお、同一番号を付した準用項目が複数ある場合は、留意事項通知の項番順とする。

2 例外事項

(1) 検体コードの付番方法 章及び部は検査を準用し、区分番号は「999」、枝番は「00」とする。

(2) 区分番号の枝番号 区分番号の枝番号までを設定し、枝番号以降は項目を設けていない。

3 介護老人保健施設入所者に係る診療料 医科点数表の章、部、区分番号及び項番を基本とする。

4 食事療養費・標準負担額

章は「8」、部は「01」、区分番号はすべて「000」、項番は通し番号「01」~「99」とする。

5 「治験」及び「公害補償法」に関する診療行為

章は「9」、部は「01」、区分番号はすべて「000」、項番は通し番号「01」~「99」とする。

6 医療観察法に関する診療行為

章を「6」とし、医療観察診療報酬点数表には「部」を設けていないため、次のとおり設定する。

(1) 第1章 基本診療料 第1節 入院料 : 「01」

(2) 第1章 基本診療料 第2節 通院料 : 「02」

(3) 第2章 医療観察精神科専門療法 : 「03」

点数表区分番号の設定例

医科点数表「第2章 第10部 手術」に掲げる診療行為(通則及び注による加算等を除く。)の区 分番号と収載する区分を下表の「点数表区分番号の設定方法」により設定する。

医科点数表「第2章 第10部 手術」に掲げる診療行為の区分番号等

	M	36次月%。6万里万 年	
項番	医科点数表の記載例	区分番号等の構成	点数表区分番号の 設定方法(半角英数)
1	K000 000000	区分番号	KOOO
2	KOOO	区分番号+項番	K0001
3	KOOO 00000000 1 000000000	区分番号+項番+種別	K00011
4	KOOO	区分番号+項番+種別+識別	K○○○1イ (1)
5	K000-0 0000000	区分番号+枝番	K000-0
6	KOOO-O 00000000	区分番号+枝番+項番	K000-01
7	KOOO-O 00000000 1 00000000	区分番号+枝番+項番 +種別	K000-011
8	KOOOOO	区分番号+枝番+項番 +種別+識別	K○○○-○1イ (1)
9	K000-0-0 000000	区分番号+枝番+枝番	K000-0-0
1 0	K000-0-0 000000000000000000000000000000	区分番号+枝番+枝番 +項番	K000-0-01
1 1	K000-0-0 000000000000000000000000000000	区分番号+枝番+枝番 +項番+種別	K000-0-011
1 2	K ○ ○ ○ - ○ - ○ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	区分番号+枝番+枝番 +項番+種別+識別	K ○ ○ ○ - ○ - ○ 1 イ (1)

[※] 当分の間、「医科点数表第2章第10部手術」に掲げる診療行為(通則及び注による加算等を除く。)に限り設定の対象とし、診療報酬改定後に保険適用となる診療行為は設定の対象外とする。

なお、「医科点数表第2章第10部手術」に掲げる診療行為の中で、診療行為コード: 150072950 (骨形成的片側椎弓切除術と髄核摘出術) は未設定とする。

歯科診療行為マスターの構成と活用方法

1 歯科診療行為マスターに収載する対象項目と種別 次の項目に歯科診療行為コードを設定し、歯科診療行為マスターに収載する。

項番	区分	解 説
1	基本項目	歯科点数表に規定する区分番号を付された診療行為(「A***」等の 区分番号を設定している診療行為)
2	準用項目	歯科点数表の関係通知等に規定する他の診療行為の点数を準用する診療 行為
3	通則加算	歯科点数表に規定する通則による加算点数等を設定した診療行為
4	基本加算	歯科点数表に規定する区分番号を付された加算である診療行為((「B ****」の加算コードを設定している加算である歯科診療行為))
5	注加算	歯科点数表に掲げる診療行為の注書きに規定する加算である診療行為
6	材料1	厚生労働省保険局歯科医療管理官通知の別紙1に基づく材料価格基準の 別表のVIに規定する特定保険医療材料に関する診療行為(歯冠修復及び欠 損補綴に係る材料料点数)
7	材料2	厚生労働省保険局歯科医療管理官通知の別紙2に基づく材料価格基準の 別表のWIに規定する特定保険医療材料に関する診療行為(歯科矯正に係る 材料料点数)

2 マスター構成

歯科診療行為マスターは、次のテーブルで構成する。

項番		テーブル名	収 載 内 容
1	基本テーブル		歯科点数表等に規定する診療行為のコード、診療行 為名称及び点数等を収載する。
2		基本・通則加算対応テーブル	基本項目と通則加算の関係性を表す。
3	算	基本・基本加算対応テーブル	基本項目と基本加算の関係性を表す。
4	定	基本・注加算対応テーブル	基本項目と注加算の関係性を表す
5	要件	手技・材料加算対応テーブル	「歯冠修復・欠損補綴」及び「歯科矯正」の手技と 材料の関係性を表す。
6	等	算定回数限度テーブル	レセプト単位の算定回数に上限が設定されている診 療行為を表す。
7	確認	きざみテーブル	診療時間等の定量の数値に応じた点数を加算できる 診療行為を表す。
8	用テ	年齢制限テーブル	点数の算定に当たり、年齢に制約を規定している診療行為を表す。
9	ブ	併算定背反テーブル	他の診療行為と併算定をすることができない診療行 為を表す。
1 0	ル	実日数関連テーブル	診療実日数に応じて、算定回数に制約を規定している診療行為を表す。

3 加算コード(基本テーブルの項番8)のコード体系

歯科診療行為マスターは、歯科診療行為コードの設定と別に、次の区分に従い、加算コードを設定する。

			形 式			
	区 分	モード	最 大 バイト	項 目 形 式	加算コードの体系	
基本	項目				00000	
4	通則加算		芝数 5	田本	AA001~AZ999	
加算	基本加算	↓ */-			BA001~BZ999	
オコ	注加算	光剱		固定	CA001~CZ999	
	材料1加算				DA001~DZ999	
	1		EA001~EZ999			

(1) 加算コード (5桁) の構成

1 桁目	2 桁目	3~5桁目
0:基本項目	0:固定	000:固定
A:通則加算	A~Z:歯科点数表に規定する	001~999:歯科点数表に
B:基本加算	区分番号のアルファベット部	規定する区分番号のアルファベ
C:注加算		ット部内で通番
D:材料1加算		
E:材料2加算		

(2) 加算コードの設定例

「歯科初診料」等の加算である「乳幼児加算(初診)」の場合

1 桁目	2桁目	3~5桁目
C (注加算)	A (基本診療料:A)	001 (基本診療料内の通番)

4 基本テーブルのイメージ

項番18「病院・診療所区分」は、「0:「1」及び「2」以外の診療行為(「病院及び診療所に適用される診療行為」を示す。)」、「1:病院に限り適用される診療行為」及び「2:診療所に限り適用される診療行為」を表し、これ以外にも、入院や入院外に適用する診療行為等を識別するための情報として、項番15「入外適用区分」等、診療行為の算定可否を「0」や「1」で表している。なお、基本テーブルのイメージは次のとおりである。

【基本テーブルイメージ】

歯科診療行為コード	加算コード	診療行為名称	新又は 現点数	注加算 グループ	病院・診療所 適用区分	算定回数 限度テーブル 関連識別
301000110	00000	歯科初診料	234. 00	C001	0	1
301000210	00000	地域歯科診療支援病院 歯科初診料	282. 00	C001	1	1
301000370	CA001	乳幼児加算(初診)	40.00	0000	0	1
302002110	00000	歯科治療総合医療管理 料(1)	140.00	0000	0	1

5 基本・○○加算対応テーブル及び手技・材料加算対応テーブルの設定イメージ 前2の「マスター構成」の項番2「基本・通則加算対応テーブル」から項番5「手技・材料加算対 応テーブル」のテーブル設定のイメージは次のとおりである。

【基本・注加算対応テーブル (2次元マトリックス) イメージ】

グループ 番 号	基本診療行為	注加算 1	注加算 2	注加算3	注加算4
	歯科初診料	乳 幼 児 加 算(初診)	歯科診療特別 対応加算(初 診)	歯科外来診療 環境体制加算	歯科診療特別 対応連携加算
	地域歯科診療支援病院 歯科初診料	時間外加算(初診)	初診時歯科診 療導入加算		歯科診療特別 対応地域支援 加算
C 0 0 1		休日加算(初 診)			
		深夜加算(初診)			
		乳幼児時間外 加算(初診)			
		:			
	歯科再診料	乳 幼 児 加 算 (再診)	歯科診療特別 対応加算(再 診)	再診時歯科外 来診療環境体 制加算	明細書発行体 制等加算
C 0 0 2	地域歯科診療支援病院 歯科再診料	時間外加算(再診)			
	同日歯科再診料	休日加算(再診)			
	同日地域歯科診療支援 病院歯科再診料	深夜加算(再診)			
		:			

- ※ 当該イメージは、診療行為の名称を表示しているが、実際のテーブルは、歯科診療行為コードや 加算コードを名称に並べて設定している。
- ① 基本項目等に加算できる加算項目を、列ごとに設定し、併算定できない加算項目を同一の列内に グループ化したテーブル (2次元マトリックス) に展開する。
- ② 「基本・注加算対応テーブル」のグループ番号「C001」を例に挙げると、「歯科初診料」及び「地域歯科診療支援病院歯科初診料」は、歯科点数表の当該診療行為の注に加算点数を規定しており、「注加算1」、「注加算2」、「注加算3」及び「注加算4」の列に、それぞれ注に掲げた加算項目を設定する。
- ③ 加算項目の中には併算定できない加算の組合せがあることから、「注加算1」、「注加算2」、「注加算3」及び「注加算4」の列内に、併算定できない加算項目を設定してグループ化をしている。
- ④ 同一列内に設定した個々の加算項目は、「基本・注加算対応テーブル」の項番 6 「加算識別」項目に、同一の識別コードを設定し、同一の識別コードを設定した加算項目は、併算定できない加算項目を表す。

【算定可否の判定例】

- ※ (歯科点数表のA000 初診料(以下、「初診料」という。)の注5.7.8)は「注加算1」の列内に設定した加算項目であり、(初診料の注6)及び(初診料の注9)も「注加算2」及び「注加算3」のそれぞれの列内に設定した加算項目を表す。
 - ① 「歯科初診料」(基本項目) + 「時間外加算」(初診料の注7) + 「歯科診療特別対応加算」(初診料の注6) + 「歯科外来診療環境体制加算」(初診料の注9) ⇒ 算定可
 - ② 「歯科初診料」(基本項目) + 「時間外加算」(初診料の注7) + 「休日加算」(初 診料の注7) + 「歯科診療特別対応加算」(初診料の注6)
 - ⇒ 算定不可 (「注加算1」の列内にグループ化した「時間外加算(初診料の注7)」と「休日加算(注7)」を算定しているため。)
- 6 基本・○○加算対応テーブル及び手技・材料加算対応テーブルの活用方法
 - (1) 基本テーブルと基本・○○加算対応テーブル及び手技・材料加算対応テーブルの関連付け情報前2の「マスター構成」の項番2「基本・通則加算対応テーブル」から項番5「手技・材料加算対応テーブル」の項番2「グループ番号」に設定するコードは、基本テーブルの項番46「通則加算グループ」から項番49「手技・材料加算グループ」(以下、「関連グループ項目」という。)に、同一のコードを設定して関連付けを行っている。

なお、基本テーブルの「関連グループ項目」と各加算対応テーブルの「グループ番号」に係るコードの設定方法は、次のとおりである。

基本テーブルの	加算対応テーブル	コードの設定方法			
関連グループ項目	加昇刈心ノーノル	加算項目種別	1桁目	2から4桁目	
通則加算グループ	基本・通則加算対応テーブル	通則加算	A	「加算項目種	
基本加算グループ	基本・基本加算対応テーブル	基本加算	В	別」ごとに、加	
注加算グループ	基本・注加算対応テーブル	注加算	С	算項目を設定し たグループ単位	
手技・材料加算グループ	手技・材料加算対応テーブル	材料1加算	D	に3桁の通番を	
子収・材料加昇グル・プ	一十八、竹村加昇刈心ノー ノル	材料2加算	Е	付す。	

(2) 活用例

基本テーブルの項番48「注加算グループ」と「基本・注加算対応テーブル」の項番2「グループ番号」を例に挙げると、基本テーブルの「301000110:歯科初診料」は、前4の【基本テーブルイメージ】に示すとおり、「注加算グループ」に「C001」を設定している。

「注加算グループ」の「C001」と、前5の【基本・注加算対応テーブル(2次元マトリックス)イメージ】に示す「グループ番号:C001」を参照し、基本・注加算対応テーブルに設定した加算項目の併算定の可否を確認することができる。

7 算定回数限度テーブル等の活用方法

(1) 基本テーブルとの関連付け情報

前2の「マスター構成」の項番6「算定回数限度テーブル」から項番10「実日数関連テーブル」は、基本テーブルの項番50「算定回数限度テーブル関連識別」から項番54「実日数テーブル関連識別」に、関連付け情報を設定し、基本テーブルの設定値により、関連するか否かを判別する。

基本テーブルと関連するテーブルは、双方のテーブルに設定する歯科診療行為コードにより関連付け、当該診療行為の算定要件を確認することができる。

なお、基本テーブルに設定する関連識別項目の値と対応するテーブルの関係性は、次のとおりである。

	基本テーブル	対応テーブル	設定値		
項番	項目名	V1 hg · / / / / /	is a lie		
5 0	算定回数限度テーブル関連識別	算定回数限度テーブル	きざみテーブル以外の場合 0:関連なし		
5 1	きざみテーブル関連識別	きざみテーブル	1:関連あり		
5 2	年齢制限テーブル関連識別	年齢制限テーブル	きざみテーブルの場合 0:関連なし 1:関連あり(診療行為数量		
5 3	併算定背反テーブル関連識別	併算定背反テーブル※	データ1の記録が必要) 2:関連あり(診療行為数量		
5 4	実日数テーブル関連識別	実日数関連テーブル	データ1及び2の記録が 必要)		

[※] 併算定背反テーブルは、歯科電子点数表が構築されたことに伴い、既存の歯科診療行為コードに 限り整備し、診療報酬改定等において新設された歯科診療行為コードの追加は行わない。

なお、歯科診療行為の背反関係は、歯科電子点数表に収載する「背反関連テーブル(同一月)」 で確認できる。

(2) 活用例

基本テーブルの項番50「算定回数限度テーブル関連識別」と「算定回数限度テーブル」を例に 挙げると、基本テーブルの「302002110:歯科治療総合医療管理料」は、前4の【基本テーブルイ メージ】に示すとおり、「算定回数限度テーブル関連識別」に「算定回数限度テーブル」と関連す ることを示す「1」を設定している。

基本テーブルの項番50「算定回数限度テーブル関連識別」は、歯科点数表等において、当該診療行為に算定回数の上限を規定していることを示し、「算定回数限度テーブル」には、算定上限回数を次のように設定している。

歯科診療行為 コード	加算 コード	診療行為名称	算定単位	算定回数限度
301022370	CA047	救急・在宅等支援療養病床初期加算	日	1 4
302002110	00000	歯科治療総合医療管理料(1)	月	1
302000110	00000	歯科疾患管理料	月	1
309008410	00000	心身医学療法 (入院中の患者)	週	9

[※] 活用例では、算定単位を文字列で「月」等と表示しているが、実際のテーブルには、別紙4-1 「単位コード一覧」の内容に対応するコードを設定する。

基本テーブルの項番 5 0 「算定回数限度テーブル関連識別」に、「1:関連あり」を設定した診療 行為は、基本テーブルと算定回数限度テーブルの歯科診療行為コードを参照し、算定回数限度テーブ ルに設定した当該診療行為の算定単位ごとの上限回数を確認することができる。

なお、きざみテーブル等の他のテーブルに設定した診療行為についても、算定回数限度テーブルと 同様に、基本テーブルの関連識別項目に「1:関連あり」を設定し、対応するテーブルにより算定要 件を確認することができる。

レセプト表示用記号コード表

コード	表示	備考	コード	表示	備考
0.0		レセプト表示用記号に関係	8 2	基E	
0 0		しない調剤行為	8 3	基F	
1 0	菌		8 4	注	
1 1	麻		8 5	薬C	
1 2	向		8 6	薬D	
1 3	覚原		8 7	防	
1 4	毒		8 8	薬指	
1 5	時		8 9	薬包	
1 6	特		9 0	在防	
1 7	休				
1 8	深				
1 9	自				
2 0	予				
2 1	計				
2 3	困				
3 0	包				
4 0	夜				
5 7	訪A				
6 4	支				
6 5	訪B				
6 6	緊訪				
6 7	緊共				
6 8	退共				
7 0	特管				
7 1	在				
7 2	乳				
7 3	服				
7 6	薬A				
7 7	薬B				
7 8	基A				
7 9	基B				
8 0	基C				
8 1	基D			-	

点数計算

1 点数計算の設定例

調剤行為マスターに設定する項番11「調剤数量計算フラグ」と項番12「新又は現点数(基本点数)」から項番18「上下限エラー処理」の「点数計算」の設定例は、次のとおりである。

項 番	1 1	1 2	1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	1 8
30 to 10 to	調			点数	計算			
調剤行為マスター設定項目	調剤数量計算フラグ	新又は現点数(基本点数)※	きざみ値計算識別	下限値	上限値	きざみ値	きざみ点数※	上下限エラー処理
内服薬調剤料 14日分以下の場合 (7日目以下の部分)	1	500	1	0 0 1	007	1	500	0
内服薬調剤料 14日分以下の場合 (8日目以降の部分)	1	3900	1	008	0 1 4	1	400	0
内服薬調剤料 15日分以上21日分以下の場合	1	7000	0	0 1 5	0 2 1	0	0	0
内服薬調剤料 22日分以上30日分以下の場合	1	8000	0	0 2 2	0 3 0	О	0	0
内服薬調剤料 31日分以上の場合	1	8700	0	0 3 1	999	0	0	0
屯服薬調剤料	0	2100	0	0 0 0	999	0	0	0

- 注 「内服薬調剤料」及び「湯薬調剤料」以外は、すべて「屯服薬調剤料」と同様の設定となる。
- ※ 下2桁を小数点以下とする。

2 点数の計算方法

点数の計算式は、次のとおりとなる。

- (1) 調剤数量による計算を行わない調剤行為
 - 項番11「調剤数量計算フラグ」が「0」の調剤行為は、項番12「新又は現点数(基本点数)」 を算定する。
- (2) 調剤数量に対応した調剤行為の点数を算定し、きざみ値の計算は行わない調剤行為 項番11「調剤数量計算フラグ」が「1」で、項番13「きざみ計算識別」が「0」の調剤行為 は、項番14「下限値」と項番15「上限値」の設定値内の調剤数量である調剤料の項番12「新 又は現点数(基本点数)」を算定する。
- (3) 調剤数量により、きざみ値の計算を行う調剤行為

項番13「きざみ値計算識別」が「1」の調剤行為は、きざみ値による点数の計算を、次のとおり行う。

〈計算式〉

↑↑:切り上げ



: 四捨五入

3 点数計算の具体例

内服薬を10日分調剤した場合の調剤料の計算例は、次のとおりである。

- ① 項番14「下限値」と項番15「上限値」内の調剤日数である内服薬調剤料を決定する。 本例では、内服薬を10日分調剤していることから、基本点数は「内服薬調剤料14日分以 下の場合(8日目以降の部分)」が該当する。
- ② 計算式

| 基本点数(39点) | + (| 電子レセプトに記録した調剤数量(10日分)|

- 下限値(8日)) ÷ [きざみ値(1日)]

× [きざみ点数 (4点)] = [請求点数 (47点)]

③ 前②の計算式により、請求点数は47点となる。

調剤行為種類(2)コード表

コード	調剤行為種類	
0 0	特別な条件のない調剤行為	
0 1	一包化加算	
0 2	計量混合調剤加算	
0 3	自家製剤加算	
0 4	無菌製剤処理加算	
0 6	内服薬調剤料	
1 2	調剤基本料(長期投薬) (2回目以降の分割調剤)	
1 3	浸煎薬調剤料	
1 4	湯薬調剤料	
1 6	在宅患者訪問薬剤管理指導料	
1 7	調剤基本料(後発医薬品)(2回目の分割調剤)	
1 8	薬剤服用歴管理指導料	
1 9	薬剤服用歴管理指導料の加算	
2 3	外来服薬支援料	
2 4	退院時共同指導料	
2 7	特定薬剤管理指導加算	
2 9	在宅患者調剤加算	
3 0	在宅患者調剤加算対象薬学管理料	
3 2	かかりつけ薬剤師指導料	
3 3	かかりつけ薬剤師指導料の加算	
3 4	かかりつけ薬剤師包括管理料	
3 5	服薬情報等提供料	
5 0	調剤基本料減算(100分の50)	
5 1	調剤基本料減算(分割回数2回)	
5 2	調剤基本料減算(分割回数3回以上)	

施設基準コード

1 施設基準コード表

コード	名 称			
0 0 0	施設基準に関係しない調剤行為			
4 0 1	保険薬局の無菌製剤処理加算			
4 0 2	在宅患者訪問薬剤管理指導			
4 0 8	在宅患者調剤加算			
4 1 2	後発医薬品調剤体制加算1			
4 1 3	後発医薬品調剤体制加算 2			
4 1 6	調剤基本料1			
4 1 7	調剤基本料 2			
4 1 8	調剤基本料 3			
4 1 9	調剤基本料4			
4 2 0	調剤基本料 5			
4 2 1	調剤基本料1 (特例除外)			
4 2 2	調剤基本料4 (特例除外)			
4 2 3	基準調剤加算			
4 2 4	かかりつけ薬剤師指導料			
	かかりつけ薬剤師包括管理料			

2 施設基準コードの設定要領

「施設基準」項目は、項番31「施設基準①」から項番40「施設基準⑩」までの最大10項目に施設基準コードを設定する。

項番 31 「施設基準①」から項番 40 「施設基準⑩」は、3 つのグループに区分され、グループ①は「施設基準①~⑥」の 6 項目、グループ②は「施設基準⑦~⑨」の 3 項目、グループ③は「施設基準⑩」の 1 項目で構成する。

グループ内(グループ①の場合は「施設基準①~⑥」の6項目を指す。)に設定した施設基準コードは、いずれかの施設基準を満たしている場合に算定できる調剤行為となる。

また、グループ間(グループ①、グループ②及びグループ③を指す。)に設定した施設基準コードは、グループ間の施設基準を、いずれも満たしている場合に算定できる調剤行為となる。

なお、「施設基準①~⑥」、「施設基準⑦~⑨」及び「施設基準⑩」の各区分内の設定値が、すべて「000」の場合は、施設基準の条件から除かれるコードである。

設定例)

グループ① グループ② グループ③

項番	3 1	3 2	3 3	3 4	3 5	3 6	3 7	3 8	3 9	4 0
施設基準 項 目	施設 基準 ①	施設 基準 ②	施設 基準 ③	施設 基準 ④	施設 基準 ⑤	施設 基準 ⑥	施設 基準 ⑦	施設 基準 ⑧	施設 基準 ⑨	施設 基準 ⑩
施設基準 コード	4 1 2	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0

設定例では、「施設基準②~⑥」、「施設基準⑦~⑨」及び「施設基準⑩」の施設基準がすべて「000」のため、施設基準の条件から除き、「施設基準①」の「412:後発医薬品調剤体制加算1」の届出を、地方厚生(支)局長へ届け出た保険薬局において算定できる調剤行為を表す。

剤形コード表

	71370					
コード	剤 形					
0	剤形に関係しない調剤行為					
	内服薬(錠剤等)及び内服薬・屯服薬(液剤)(自家製剤加算)					
1	内服薬及び屯服薬 (計量混合調剤加算)					
	内服薬 (その他の調剤行為)					
2	内服用滴剤					
3	屯服薬					
	屯服薬 (錠剤等) (自家製剤加算)					
4	注射薬					
	注射薬 (無菌製剤処理加算)					
5	外用薬					
	外用薬(自家製剤加算)					
	外用薬(計量混合調剤加算)					
6	浸煎薬					
7	湯薬					
9	材料					

項番51「注加算コード」と項番52「注加算通番」

1 項番51「注加算コード」

当該調剤行為が他の調剤行為に対して、算定可能な注加算であるか否かを確認するためのコードである。

- (1) 基本項目である調剤行為コードと加算項目である調剤行為コードの項番51「注加算コード」が一致する場合、算定可能な注加算と判定する。
- (2) 基本項目である調剤行為コードと加算項目である調剤行為コードの項番51「注加算コード」が一致しない場合、算定できない注加算と判定する。

2 項番52「注加算通番」

複数の加算項目のうち、同時に算定している加算項目を確認するための設定値である。

- (1) 項番51「注加算コード」が同一のコードであって、項番52「注加算通番」内の設定値が異なる場合、同時に算定可能な注加算と判定する。
- (2) 項番51「注加算コード」が同一のコードであって、項番52「注加算通番」内の設定値も同一である場合、同時に算定できない注加算と判定する。

設定例)

調剤行為名称	注加算コード	注加算 通番	備 考
調剤料	100	0	すべての調剤料コードについて、同一の注加算 コードを付与し、注加算通番は「0」とする。
無菌製剤処理加算	100	1	
麻薬加算	100	2	
向精神薬加算	100	2	
覚せい剤原料加算	100	2	
毒薬加算	100	2	
時間外加算 (調剤料)	100	3	
休日加算 (調剤料)	100	3	
深夜加算 (調剤料)	100	3	
時間外加算の特例 (調剤料)	100	3	
自家製剤加算	100	4	
自家製剤加算、予製剤	100	4	自家製剤加算及び計量混合調剤加算について
計量混合調剤加算	100	4	は、すべて同一の注加算通番とする。
計量混合調剤加算、予製剤	100	4	
嚥下困難者用製剤加算	100	6	
一包化加算	100	7	